

平成23年第6回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

平成23年9月6日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時25分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石浩之
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	鈴木重男
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	栗 野 育 夫
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉
代表監査委員	岡 敏 夫

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	佐 藤 博 樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第11号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 6 号 固定資産税等の12月に係る納期の変更に伴う関係条例の整備について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 7 号 那須烏山市税条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 8 号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 9 号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第12号 市の境界変更について（市長提出）
- 日程 第12 議案第13号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について（市長提出）
- 日程 第13 議案第14号 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について（市長提出）
- 日程 第14 議案第15号 財産の取得について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 1 号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 2 号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第17 議案第 3 号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第18 議案第 4 号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

- 日程 第19 議案第 5号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第20 認定第 1号 平成22年度那須烏山市一般会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第21 認定第 2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第22 認定第 3号 平成22年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第23 認定第 4号 平成22年度那須烏山市老人保健特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第24 認定第 5号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第25 認定第 6号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第26 認定第 7号 平成22年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第27 認定第 8号 平成22年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第28 認定第 9号 平成22年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第29 認定第10号 平成22年度那須烏山市水道事業決算の認定について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（滝田志孝） おはようございます。ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、平成23年第6回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る8月30日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

◎市長あいさつ

○議長（滝田志孝） ここで、市長のあいさつとあわせて行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 あいさつ・行政報告]

○市長（大谷範雄） 平成23年第6回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。議員各位におかれましては、ご多用のところ、定例会にご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。感謝を申し上げる次第でございます。

さて、9月3日午前、四国に上陸をいたしました非常に勢力の強い台風12号は、四国全域と近畿の一部、山陽地方に甚大な被害をもたらし、特に和歌山、奈良の両県で21人が死亡し、9月5日現在で50人の行方がわからなくなっております。全国では死者33人、行方不明者54人に上っており、この場をお借りいたしまして、被災をされた方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、大震災により地盤が緩んでいる地域がありますことから、被害の拡大が懸念をされ、警戒体制をとっていたところでございますが、幸いにも大きな被害がなかったことをご報告申し上げます。

さて、いよいよ秋の実りの時期を迎えまして、黄金色の田園風景が美しい時期を迎えております。しかしながら、福島第一原発に伴う放射能漏れで、市内の農林畜産物に大きな被害が発生をしている中、主食であります米の収穫にも放射能汚染の影響が心配をされているところがあります。幸い8月22日に実施いたしました予備検査では、放射性物質が検出されていないという結果が出て、胸をなでおろしたところでございますが、今週中にも市内旧村単位6カ所で実施しております本検査の結果が発表されますことから、その動向が注目をされており、ま

た、でき得る対策の準備を進めているところでございます。

国政に目を向けますと、8月末の菅首相辞任表明を受けまして、党代表選挙で激戦を制しました野田佳彦氏が選出されまして、9月2日には野田新内閣が発足をしたところでございます。共同通信社が実施いたしました全国緊急電話世論調査によれば、内閣支持率は62.8%に上ったほか、各新聞社等メディアが実施した調査でも、軒並み高い支持率となっており、国民の期待は非常に大きいことが数字にあらわれているところでございます。

しかしながら、高い期待の一方で、課題も山積をしております。震災復興、原発事故の収束対応を初め、財政再建、円高、経済対策、環太平洋経済連携協定いわゆるTPPへの参加問題、消費税引き上げを柱とする社会保障制度改革、外交の建て直しなどが一刻の猶予も許されないものばかりであります。早急に、国としての具体的な処方箋を提示されることを望むものでございます。

本市におきましては、大震災から半年、一丸となりまして震災からの復旧に全力で取り組んできたところでございますが、福島原発事故の放射能漏れの影響等、新たな問題が次々と発生をし、その対策に追われているところであります。また、震災のつめ跡もまだまだ各地に残っておりまして、その復旧、復興を最大の行政課題とする現状は、しばらく続くものと考えております。

このような中で、大震災を教訓に放射能対策を盛り込んだ地域防災計画の見直しと危機管理マニュアルの策定に着手をしたところでございます。9月1日には、被災者台帳管理システムの構築に多大なるご指導、ご支援をいただきました京都大学防災研究所の畑山准教授をアドバイザーに迎えまして、13名の職員による計画策定プロジェクトチームを発足したところでございまして、年度内には計画を策定し、公表したいと考えております。

また、再生可能エネルギー特別措置法が成立をし、全国的に原子力に依存しない再生可能エネルギーへの関心が高まる中、県では、とちぎサンシャインプロジェクトに基づき、メガソーラー設置候補地を募集し、8月31日までに県内50の候補地の応募があったところでございます。本市でも、とりあえず2カ所の市有地を候補地として報告をしたところでありまして、実現の可能性に期待を寄せているところでございます。

さて、9月も引き続き厳しい残暑が予想されますが、各地域の敬老会、運動会など、行事もメジロ押しでございます。議員各位におかれましては、ご臨席を賜ります機会も多いかと存じますが、健康には十分に留意をされまして、ご活躍、ご参加賜りますようお願いを申し上げます。

今次定例会におきまして、提案申し上げます案件は報告案2件、補正予算が5件、条例案4件、人事案2件、議決案4件、そして各会計の決算に係る認定案10件の合わせて27件で

ございます。何とぞよろしく慎重ご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭、私のごあいさつとさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（滝田志孝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において

8番 佐藤昇市議員

9番 板橋邦夫議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（滝田志孝） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付しましたとおり、本日から9月21日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

◎日程第3 報告第1号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（滝田志孝） 日程第3 報告第1号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、農業公社の平成22年度経営状況説明書が提出をされましたので報告をするものであります。

那須烏山市農業公社は、財団法人といたしまして、地域や地元自治体の要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的、社会的地位向上に寄与するために、農地保有合理化事業を初め農作業受委託事業、航空散布事業などに取り組んでおります。

特に、急速な地域農業基盤の脆弱化、農業労働力の高齢化、過疎化の進行といった現状において、農業公社はその解消のための主たる労働力として、また、地域活性化を担う組織として、農家の受け皿として大きな役割を果たしております。

現在の経営状況は極めて厳しい状況にはございますが、平成21年度から飼料用稲供給事業に取り組みまして、転作田の有効活用及び自給率向上策として、安定的経営を目指すべく奮闘しているところであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご承認をくださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） それでは、命によりまして、財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の第243条の3の第2項の規定、これは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものについては、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を議会へ提出する、そういう規定でございまして、この規定に該当いたしますのは那須烏山市におきましては、この農業公社でございます。一般的に該当する法人は住宅供給公社とか、地方道路公社、土地開発公社、あと資本金の2分の1以上を出資している法人、こういうものが該当になるわけでございます。

公社設立の沿革経緯等につきましては、前年度に詳細説明を申し上げましたので、今回は割愛させていただきます。

それでは、ご説明申し上げますが、今の提案理由のとおり、平成20年度におきまして農業公社におきましては、経営改善計画書を策定いたしまして、平成21年度より再生の年と位置づけまして、新たなスタートをいたしまして2年経過し、現在3年目になっている状況でございます。

平成20年度をもちまして、特別会計で実施しておりましたふれあい交流館体験事業、これはパン工房と観光いちご園等でございますが、これはとりやめまして、農業公社の本来の目的であります原点に帰りまして、選択と集中に特化し、経営の合理化に努めてまいりました。

その結果、平成22年度単年度での収支差益は、お手元の資料の6ページの下から1行目か

ら5行目の決算書類の中でございますように、Kの欄でございますが、当期収入計、この決算額のところでございます。収入総額が6,892万4,566円、支出総額がその下のLの欄でございます。6,883万389円、当期収支の差額Mの欄でございますが、9万4,177円、その下の前期繰越収支差額Nの欄の16万4,403円を足しまして、Oの欄になります次期繰越収支差額は25万8,580円と黒字確保に至りました。前年度は16万4,403円の黒字でございます。

それでは、事業報告をご説明申し上げます。1ページをお開きいただきたいと存じます。主要なものについてのみご説明をさせていただきます。まず、ローマ数字のIの事業概要の1の農地保有合理化事業の(1)貸借事業についてでございます。貸借事業の実績は22.6ヘクタールでございまして、対前年度24.2ヘクタールに対しまして1.6ヘクタールの減となりました。

利用権設定等促進事業では、農業公社は農地法の改正に伴いまして、円滑化団体、これは担い手に農地の面的集積を担う役割、そういう組織として位置づけられまして、農地流動化の一翼を担うことになったわけでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと存じます。(1)の稲作受委託作業関係でございます。稲作の受委託は代かきから刈り取りまでの累計で、実績の欄、合計しますと32.5ヘクタールになりまして、前年度の実績が36.5ヘクタールですが、微減で推移いたしました。

この作業の内訳をご説明申し上げますと、稲刈りの内訳、比重が24.4ヘクタール、前年は20.7ヘクタールだったのでございますが、全体の3分の2を占めておりますが、内容的にはこの直営と再委託をごらんいただきたいと存じますが、直営の分が17.2ヘクタールで、前年度の実績が11ヘクタールで、直営を大幅にふやしまして、職員が経営改善に努力した。こういうことをご理解いただきたいと存じます。

なお平成23年度、もう間もなく稲刈りの作業が本格的に入りますが、8月31日現在の今年度の稲刈りの受託は18.2ヘクタール、昨年同期が19.6ヘクタールで横ばいですが、これはセンウム対策関係で総体的な稲刈りのおくれが影響していると思っております。

なお、麦作、大豆、その他一般作業等につきましては、転作で新規需要米に特化するようになりまして、作付けが大幅に減っておりまして、そのためこの受託作業量も減となっているということでございます。

3ページ、6の(1)航空散布事業でございます。これは実績で延べ2回を那須烏山市内で実施いたしまして、その実績は2回合計で1,476.9ヘクタール、前年度より2.6ヘク

タールの減でございます。横ばいで推移いたしました。

4ページをお開きいただきたいと存じます。(4)飼料用稲(WCS)供給事業でございます。これにつきましては、平成21年度から始まった事業でございます。平成22年度は米の生産調整、水田利活用自給力向上対策事業と新しく新設された事業で、新規需要米、これは10アール当たり8万円の助成が出る制度でございますが、その取り組みでございます。平成22年度につきましては、前年度の3.9ヘクタールから19.8ヘクタールと5倍にふやしまして、WCSの販売個数1,342個、これは1個300キログラムでございますが、販売収入は836万5,000円と、平成21年度の120万円から7倍とふやしまして、公社の経営改善の柱となったわけであります。

4ページから5ページには、組織関係、会議関係を記載しております。お目通しをお願いいたします。

続きまして、財務状況を報告申し上げます。6ページをお開きいただきたいと存じます。6ページに平成22年度の収支計算書総括表が記載されてありまして、7ページから12ページはこの内訳となります。収支計算書が添付してございまして、13ページからは正味財産増減計算書総括表、また、その次は、正味財産計算書の総括表の内訳の増減計算書というふうになってきてございます。

これらの財務諸表の報告につきましては、当公社は財団法人でございまして、国、これは内閣府が定めます公益法人会計基準に即しまして作成し、報告するものでございます。

6ページでございます。収支計算書総括表になります。これは収入と支出、収支予算とその執行状況、決算をまとめて表示いたしまして、資金の出入りを計上いたしまして報告するものでございます。企業会計では、損益計算書、PL表に相当するもののご理解をいただきたいところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、6ページの下5段目まで決算額が数字になってございます。7ページは、この収支計算書で総括表の内訳でございます。公社事業の部門別の明細となります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。12ページのローマ数字のⅡ投資活動、一番左側の上でございますが、投資活動支出の部で、その中で基本財産積立預金支出という項目がございますが、当初予算で計上いたしました150万円から倍増いたしまして、300万円を措置いたしまして、取り崩した基本財産の繰り入れをいたした次第でございます。これは2カ年分、平成21年、平成22年度分を措置いたしました。これにつきましては、決算書の370ページに出資による権利の一覧表がございますが、その中で200万円の増で記載済みでございます。

なお、この総括表では300万円ですが、100万円の差異がありますが、この100万円はJA那須南の出資分について繰り戻しする分ということでございます。

あわせて、その上に記載されてございます減価償却引当預金支出分に298万1,135円も措置いたしまして、引当金に積み増しした次第でございます。

13ページは、正味財産増減計算書総括表になります。これは公益法人の活動の公立性を明らかにするものでございまして、収益の増加原因と減少原因、費用別に表記するものでございます。

7ページから12ページまでの収支計算書は資金の現金預金の移動を伴うものに対しまして、これは評価的な面を含めることが異なっているということでございます。具体的に申し上げますと、減少価値分である減価償却費や将来の債務になります退職給付引当金と当面の現金、預金の残高でなく将来的なマイナスの要素も含めた資金管理ができるということでございます。

13ページの下段になりますが、平成22年度末での正味財産は、対前年比1,631万3,041円増、これはIの欄ですが、5,794万200円になります。この要因は、平成22年度に経済危機対策での補助事業、地域活性化交付金、きめ細やかな交付金事業を導入いたしまして、公社事業の中核となります機械類の資本整備を充実したためでございます。その内訳は24ページの財産目録の中の固定資産の明細のとおりでございます。

14ページでございます。これは正味財産増減計算書、13ページの正味財産総括表の内訳でございます。7ページの収支計算書と、この14ページの計算書につきましては基準が改正になりまして、今回からこの書類が添付になってございます。

19ページから21ページになります。これは貸借対照表、バランスシートで資産、負債の前年度との比較表になります。補助事業を実施いたしまして、機械類の購入によりまして全体的に額が上がってきているということでございます。この貸借対照表の詳細につきましても、今年度から新しくこのような書類をつくりまして添付してお示ししてございます。

22ページでございます。これは財務諸表に対する注記ということで、第16年度、これも会計基準の改正で新たに設けられたものでございます。今回から記載しておりまして、財務諸表の会計処理の説明の内容でありまして、基本財産、特定資産、引当金等、固定資産等の前年度比較になるということでございます。昨今、法人の決算書等にはこのような注記が記載されるようになってきてございます。

24ページでございます。財産目録です。財産目録は公益法人については財務諸表ではありませんが、作成を求められている計算書類でございまして、この内訳は貸借対照表の収支内訳明細書として、財務諸表との計数の整合性を保つことによりまして、明細書としての計数の正当性を担保する。こういうことで作成するものでございます。

19ページから記載の貸借対照表と財産目録の数字は連動してございます。

最後のページの書類でございます。これは公社所有の資産管理台帳、主として農機具でございますが、これは平成20年度分から決算書におつけいたしましてお示しするものでございます。農業公社の情報開示に向けた取り組みということで、ご理解を賜りたいと存じます。ごらんのとおり、作業受託に際して使用機械のコンバイン、田植機、トラクター等、公社所有の農機具等の一覧でございます。この公社所有の機械は取得年度別に記載してございます。

24ページに財産目録のその他の固定資産合計Dの欄がございますが、4,087万6,400円、この数字が一番最後の管理台帳の右側の当期末残高の数字、この数字は入ってございませんが、この数字がここに来るということで一致してございます。

なお、機械類等につきましては、議員各位のご理解を賜りまして、平成21年度、平成22年度と資本整備に努めまして、充実が図られた次第でございます。おかげをもちまして、今回、黒字決算でまた基本財産の積み戻しもできまして、議員各位の農業公社に対する厚いご理解の賜物と感謝申し上げます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいま報告がありましたが、2、3点質問をさせていただきたいと思っております。

課長の説明では、本年度何とか黒字になったということ、内容的には飼料用稲の供給があったということですね。これが去年の7倍になっている。そういう中で、全体的には黒字経営ということになったかと思っております。

それで、まず、細かいんですが、貸借対照表ですね、20ページ。これで、固定資産の部、固定資産のうち、基本財産として定期預金1,500万円、普通預金が300万円、合計で1,800万円であります。これは預金でございますので、これは固定資産という表現が私はちょっと疑問に思っているんです。

先ほど課長の話では、公営企業法に基づく会計基準でやっているということなんですが、預金というのはあくまでも流動資産なんですね。固定資産の中で計上するというのは、これはちょっと理解に苦しんでいるので、お伺いしたいと思います。

それと、次の特定資産、退職給与引当預金、減価償却引当預金、それぞれ計上されておりますが、これもやはり預金なんですね。ですから、これは流動資産の中で内訳として計上するのが正しい計上の仕方ではないかと私は判断をしているんですが、その辺、どうなっているかお

伺いたいと思います。

次に、退職給与引当預金ですね、267万1,100円計上しているんですが、これは要支給額に対して計上したということにあとのほうで説明があるようですが、これは何に対してあるいは要支給額に対して何%の計上になっているか。おわかりになれば、お伺いしたいと思います。

それと減価償却引当預金というのがあるんですね、308万9,220円、減価償却は累計ではこれで見ますと3,339万9,665円なんですが、そのうち、引当預金として308万9,220円計上しているんですが、この関係をちょっとわかれば説明を願いたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） ご指摘いただきました基本財産のとらえ方、特定資産のとらえ方ということですが、この財団法人等に対しましては、内閣府の会計基準で処理しろという指示がありますので、その指示に基づいて経理をしているわけですので、一般企業また公営企業等の会計処理とは若干趣を異にしておりますが、そのような指示でございますので、これは制度上の問題というようなことをご理解を賜りたいと思っております。

減価償却等につきましては、定額法で平成19年に減価償却の制度が変わりましたが、それに基づいてやっているということでございます。ただ、平成21年度につきましては、その引き当てができなかったということですので、ことしは正式に処理したというような報告を受けてございます。

退職給与引当金等につきましては、事務員分2名の1カ月分を基本的にはそのような形で積み増ししているという報告を受けてございます。

以上ですが、何かとり落ちがありますでしょうか。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 大体説明でわかったんですが、これは制度上の基準であるということで、こういう計上をせざるを得ないということなんですが、私は一般的な企業の考え方で申し上げたので、普通、預金というのは流動するわけですから、定期でも何でも、だから、固定資産の中で計上するというのは疑問に思ったので質問したわけでございます。

次に、退職給与引当金、これは2名分の1カ月分を計上したということですから、これは、公社設立当初からは引き当てしていなかったんですね、これで見ると。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、この財務諸表です。22ページの財務諸表に対する注記ということで、会計の方針

なのですが、これ、固定資産は定額法で償却しているわけです。この中の車両運搬具ですね、これは定率法で償却するというのが本来の姿ではないかと思うんですが、ほかの機械器具は定額法をとっているんですが、車両運搬具の定額法というのは認められているんですか。あるいは選択制でやっているのかどうか、その辺。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 車両運搬については、一般的には今、議員ご指摘のとおりというふうに承っておりますが、この内閣府のやつにつきましては、選択制というようなことで可能でございますので、定額というようなことで採用しているということでございます。

あと、退職給与引当金等につきましては、この農業公社は一般会計等からの給付がないとかなかなかやっていけないという状況が、長い間続いております。ごらんのとおり、資産台帳では平成7年以降、ろくに機械も買えなかったという状況でございますので、そのような財務体質の強化というのはなかなか図れなかったということで、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦男議員。

○9番（板橋邦夫） ただいま課長の説明で納得しました。ありがとうございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 平成22年度の市の農業公社の事業報告ということでございまして、先ほど市長の提案理由の説明にもありますし、農政課長からの説明にもありましたが、平成20年度にそれまでの不採算部門を切り離し、収益の見込める事業に集中をするというような経営再建の計画が出されまして、平成21年度から実施をしたわけでありまして、

平成21年度は残念ながら、その収益そのものが見込めないということで、基本財産の積み増しができなかったということです。これが今度の平成22年度の収支の中で、基本財産積み立て預金ということで、積み増しをしたということだと思っておりますが、7ページの一番上の段なのですが、普通は総収入から総支出を引いたのが、簡単に言えば収益というような、単純に考えてですね、これは9万4,177円なわけですね。

この前に前年度繰越収支差額というのがあって、これを足して次期繰越収支差額ということで25万8,580円になっているということだと思っておりますが、普通は繰り越しをしたものは、繰り入れということで年度内で収入の中に入れて、そして、収支をやって、残ったものを次の繰越にするというのが普通の考え方ではないのかなというふうに思うんですが、その辺、次期の繰越収支差額はとっておいて、そこに平成22年度の収支のプラス分を上乗せして、次期の繰越収支差額ということで計上するというふうになっていますけれども、その辺はこういうような方法で計上しなさいというような指導に基づいてやられているのかどうか。ちょっと

理解ができませんので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 再三申し上げておりますが、これは内閣府の指示に基づいて実施しているものでございますので、私どもは特に違和感はないというふうに思っておりますので、一般的な企業の損益計算書もこのような形で表示されると理解しておりますので、予算書との見方とはちょっと趣を異にしておりますが、こういうルールでございますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そうしますと、前年度のように収入総額よりも支出総額のほうが多い場合、マイナスの差額になりますよね。そうすると、前期繰越収支差額からその分を引いて残ったものを次期繰越収支差額ということで計上するというふうになるわけですね、もし、赤字の場合は。それが1つと。

12ページ、先ほど説明がございました基本財産積立預金支出なのでありますが、決算額の中で300万円計上した。平成21年度、平成22年度、繰り越ししたということなんですけれども、これは今年度は、平成21年度から飼料米に取り組みまして、平成22年度は面積を5倍にふやすということで10アール当たり8万円の助成をもらって、なおかつ販売収益も含めて大幅に収益をふやしたというのが黒字の要因だということでもありますけれども、これは先ほど一番最初に申し上げました経営再建計画の中で、前の赤字分を基金を取り崩して支払って、そして平成21年度から実施する事業の中で、向こう10年間で収益の中からその基金積立分を積み立てながら、もとに戻すんだというのが最初の計画だったというふうに記憶しているんですけれども、それは当分の間、このえさ米の事業の実施ということに伴って積み立ては可能だというような見通しなのかどうか、ちなみに平成23年度はどんな推移を見せているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。12ページの300万円の基本財産積立につきましては、先ほどお尋ねがありましたとおり、1,500万円の基金を取り崩しまして半分になったのでございますが、それを向こう10年間で積み立てしていくというようなことで、今回平成21年度と平成22年度分につきましては2カ年分、300万円積みまして、基本財産が1,800万円に戻った。こういうような位置づけでご理解を賜りたいと存じます。

なお、今後の収益関係ですが、平成23年度につきましては、25ヘクタールでWCS、飼料米供給事業を実施しておりまして、セシウム関係でよほどのことがない限り、来年度はさらに基金の積み増しができるというふうな見込みを立ててございます。

なお、転作制度が今後どのように推移するかというのが一番の大きなかぎでございますので、その動向には注意して見守っていきたい。このようなことで予定してございます。

以上でございます。（「最初の質問の答弁はないんだ。赤字の場合は繰越収支差額は減るんですね」の声あり）そのとおりでございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） では、その25ヘクタールに飼料米の作付をふやすということでございまして、平成22年度は19.8ヘクタールですから、さらに5ヘクタール以上ふえるわけでございますが、もし、その中で、例えば300万円を超える、450万円も収益を見込めるというような場合、この積み立てをさらに前倒しをして、150万円を先の年度まで積み立てるといようなことは考えられないかどうか。その辺の考え方をお願いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 積み増しの前倒しということにつきましては、最終的には理事会の判断になりますので、私がここでどうのこうのと申すことはできませんが、基本的にはそのような方向かなという認識をしております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） ただいま報告中のこの農業公社の状況であります。要は4年前に出資金に手をつけて人件費を払ってしまった。そこからの始まりで、この健全化に向けて努力をして、ここで平成21年、平成22年と多少であります。黒字化になった。この大きな要因は何と言っても、そのWCSだということであり。私も全くそのとおりで。なと。

このWCSについては、1反歩当たり8万円の県から奨励といいますか、補助金が出る。さらに、その飼料稲を刈り取って畜産農家に販売ができた。こういうふうなダブル効果があつて、そのためにその機械も自前できめ細やかな補助金を使って機械の整備もできたということで、農業公社の再建にちょうどいい条件がそろったがために、こういうふうになってきたのかなと今思い出しているところであります。

が、そこで、1,242個の300キロのラッピングされた飼料稲が畜産農家に販売をして、836万5,000円の収益があつたがために、大きく黒字化に向かつていったという内容なんです。これから問題になるのは飼料稲の品質だと思います。いかにいいものを適期に刈り取って、すばやくラッピングをして、カラスの被害に遭わないような保管をしなくてはならない。いいものをつくっても、ラッピングですから、鳥にやられると、すぐにそこから空気が入りますと乳酸発酵でなく酪酸発酵に変わってしまいますから、この品質がこれから求められるのだらうと思っております。

それはいいものを供給していただければ、私ども畜産農家はそれを食べさせて安定した品質のもとに安心して生産ができるというシステムでありますから、その辺の品質の管理、いわゆる適期の刈り取りの問題、どういうふうにこれから公社として考えていって、平成23年はこれよりもかなり供給は伸びるだろうと思っております。

その要因は、昨年、平成22年、9戸の畜産農家に販売したんですが、それ以外の畜産農家にサンプルとして2個ずつ配っていただきました。私もいただいて、それを主食という形でやってくれということで試験的に供給をさせていただいたんですが、私は直接今タッチはあまりしないんですが、せがれに聞いたら、非常に嗜好性があって喜んで食べてくれるという評価をいただいたものですから、私は自分の経営の中でも農業公社が生産したWCSを使ってみようかなということも言っていますから、これは伸びるのではないかなと思っておりますが、いわゆる適期刈り取りの問題あるいは保管の問題、この辺について、田んぼへ野積みをしておいでいいものなのかどうなのか。その辺も含めて倉庫管理にするのがいいのか、できたらすぐ畜産農家に運べるのか、運べないとすれば、やはりその辺の保管の関係、担当課長としてどういうふうに現時点で思っているのかをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。今、ご指摘いただきましたように、やはり品質管理が、これは食べるものでございますので一番留意しているところではあります。そういう中で、どうしても、畜産農家と子牛農家というのは肥培管理の意識がどうも差異がございますので、絶対腐さないように、土に触れないように、そういう指導というのは、公社を経由して栽培農家にはお願いしている。そういうことに努めてございます。やはり給餌活動、品質管理がこれからの課題でございます。

それと、近々飼料用稲につきましても、放射性物質の検査をするということで予定してございまして、また、そのラッピングをした後のストックにつきましても、ある場所にストックヤードも確保いたしまして、そのイメージ面とまた、鳥獣害からの防除に努めるということで、既に予定してございます。

適期刈り取りにつきましても、資本装備が充実してまいりましたので、遅滞なくやっていきたい。こういうことで予定してございます。まさに公社の経営改善につきましても、市長がよく申し上げておりますとおり、天の時と地の利と人の和、この3つがうまくバランスがとれて経営改善に役立ったのかなと思っております。今後ともさらなるご指導をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） わかりました。場合によると、WCSをとっている転作する農家、ややもすると、つくれば8万円の補助金がもらえるんだということで、粗放管理してつくれみたいな部分もあるいは見受けられた部分がありますので、やはりその辺の指導というのを徹底していただいて、今、穂がぼちぼち始まったぐらいなんですね、このWCSの稲は。これからの管理次第で大きく品質が左右されると思いますので、どうぞ適期の刈り取りに十分配慮していただいて、いいものを生産して供給をしていただければありがたいと申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 1点ほどお伺いいたします。現在、今、財団法人農業公社の経営状況の報告書でございますが、7ページの収支決算書、今の同僚議員が言いましたように収入総額、私も見て値段が合わないのなぜなのかなと何回も見ていたんですが、今、課長のほうから説明がありました。それは納得しました。

そういう中で、今回は平成21年度より新しい経営状況の中で、少しでも黒字になったということは大変好ましいことだと思っております。その中で、しかしながら、市からの補助金等がたくさん入っているわけございまして、今、課長のほうからWCS、ことしは大変業績よく、来年度も大いに増収が上がるということでございまして、今後のやはり一番は、この補助金等がなくても、かえって逆に市へ戻してもらえるような農業公社のあり方が一番望ましいのではないかなと思っております。

そういう意味で、今後この収益が上がれば、補助金等の見直し、また、改めて市からの補助金ですね、今後どのような考えを持っているか、ちょっとお伺いしておきます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） ちょっと打ち合わせが悪くて申しわけありませんでした。

ひとり立ちできるような農業公社の経営改善というようなことでございます。やはり基本はそのようなことですが、ただ、既に佐藤議員がご案内のとおり、農業の回転というのは1年1作というのが基本になりますので、どうしても水害とか災害関係の危険性が非常に高うございますので、なかなか黒字経営の農業公社はそうは散見されないというのが実態でございますが、しかし、大事な公金をいただきまして実施しているものでございますので、そのようなことで経営努力に努めるように尽力したいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） わかりました。農業は大変今厳しい状況でございまして、農業公社も農業に大変今重視されているところでございます。そういう意味で、努力はわかるんですが、

そういうことでこれ以上に、今以上にそういうことを考えて、そういうことは農業公社の機械の購入、そういうものも頭に入れながら、補助金があるから機械を買うのではなくて、やはりそういう計画的な中できちんとできるように、市の農業従事者に役立てるような農業公社になってもらいたいと思います。答弁は結構でございます。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 簡単に1点だけお聞きします。20ページと24ページに作業料金の未収金が10万円ちょっと載っております。平成22年度の決算書でありますので、平成23年度に整理されているのかなと思われましますが、その経過等をお聞かせいただければと思います。なお、前年からの繰越というのは、この未収金には含まれていないのかどうもあわせてお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 22ページの3の欄でございますが、10万2,961円の件でございますが、これは航空散布の未収金というようなことと聞いておまして、もう既に平成23年度で回収といたしますか、ちょうどしているということで説明を受けてございます。

あと1点、失念したのでございます。（「いや、全額回収になっていればいいです」の声あり）

あと繰越関係については、していないということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） この報告書の中で、課長は経営改善をしたというふうな評価をされていましたが、その受委託作業、なぜこれほど半分ぐらいなのか。まず、そのことを、本当に努力してこういう結果なのか。あるいはその原因の説明をお願いしたい。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 2ページの稲作受委託関係のことかと思っておりますが、一般論で申し上げますと、いろいろなケースがあるんですが、農業公社はそういう仲介機能、あっせん機能がございまして、やっているんですが、仲介した場合には手数料をいただきますが、農家もコスト削減で大変でございますので、次年度からは直接取引で作業受委託が進む傾向がございますので、総じまして公社を通しての受委託は減少傾向という傾向で、このような数字になっているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 受委託、そういう体系もあるという話ですけども、この決算内容

を見ても、もうかっているというか、利益を出しているのは航空散布と飼料稲だけなんですよね。去年とことしで5,000万円もかけた。これは議員の中でも反対者もいました。しかし、その今の課長のような話であるならば、むしろ事務局だけしっかりして、こんな7,000万円もかけたような機械をそろえないで、それに専念したほうが私は農家個人の機械の利用向上、それから、これからなかなか財政的にも容易でない市の財政を考えたときに、そのほうがましのような気がしています。

国ではそういうむだ遣いをしている独立行政法人とかそういうのも今指摘されていますけれども、本当に1年1作が主であるこの農業の場合、むしろこれから補助金での設備投資なんていうことは考えられませんので、今、4,000万円からの資産がありますから、しかし、ことしだって2,300万円もいったから、たまたま300万円が返っているので、次年度以降、本当にこういうことができるかどうか。

ですから、私は、ここでやはりちょっと厳しいかもしれませんが、もう少し全体を見直して、そして市に迷惑をかけないでというふうに指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。ただいまお尋ねの件でございます。やはり公社本来の目的は、農家の過剰投資を防ぐため、このような農作業の受委託というのが本来の姿だと思っておりますが、ただ、過去に不祥事を起こしまして、基本財産を取り崩した。そういう経緯がありますので、一刻も早い原形復帰のために、こういうWCSとか、航空散布事業、ある程度収益が見込める部分を評価せざるを得ないというのは、大変公社経営の中でも本末転倒と言われれば、そのようなそしりは甘んじて受けますが、まずは基本財産を取り戻して公社本来の補助金のない、そういう経営改善をしていくのが今後の課題だと。このようなことで事務局とは認識してございます。

ただ、公社のあり方が今後どうあるべきかというのは、事業仕分けなり補助金検討委員会等で高所大所からご検討いただきたい。このように思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 先ほど同僚議員の板橋議員が普通預金にしておいた。これはわずかな金利かもしれないけれども、ちゃんと定期にしておけば、幾らかでもふえるんですよね。だから、こういう1つ1つがやはり欠如しているのかなと思います。ですから、ここで理事会や何かではありませんから、それはそれとしてしっかりと、やはり執行部も指導監督するというふうなことをお願いして質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この農業公社の報告書のうち、3ページに市内の花公園づくり事業が載っております。これは農政課長、事前に通告なしの質問で申しわけありませんが、ここから3点ほど質問したいと思います。

これは市からの受託事業で市から80万円払っています。この内容を見ますと、支出のほうでも種代から肥料代等できまざま80万3,000円ほどかかっておりますから、差し引き公社としてはマイナスになっているようになっていきます。

そこで3点ほどお伺いします。公社では、パン工房やいちご園、これは指定管理から離れましたから、もうずっと身が軽くなって、公社本来の事業に専念できることになったのではないかと思います。そういう中で、この花づくり事業、これをやるほどの公社としての余力があるのでしょうか。これが1点です。

2点目は、この花づくり事業は、費用対効果が上がったと課長は見ておられるのか。すなわち成功したかどうかということでもあります。

それにもう1点は、これを見ますと菜種が2.9ヘクタール、ヒマワリが0.8ヘクタール、およそ3町歩もつくっているわけなんですけど、これらの種から収益、油を絞るとか何かそういうものは全く見られなかったのかどうか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。第1点目の花公園づくり事業関係で、余力があるのかということなんですけど、やはりこれは南那須町は昔から我が村を美しくという事業を展開してきて、美しい農村景観を維持していこうということで、代々こういう花公園を県でも全県下花構想という事業もあったのでございますが、そのようなことが続いておりまして、その脈々と今でも続いているということですので、余力があるかと言えども、それはないと思っておりますが、こういうことですので、伝統は消せないということでご理解を賜りたいと思っております。

費用対効果、これは大変意見の分かれるところではございますが、景観がお金になるかということになりますけど、金銭に換算できないというのが正直なかなかこれは見解の分かれるところだと思っております。

菜種とヒマワリからの成果品、これにつきましては、なかなか肥培管理が難しく、さしたる成果はなかったということではございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 公社が受託した事業については了解をしましたが、公社がどうせ無

理だと言うなら、私は各自治会とか老人クラブのほうにお願いするというのも1つの方法ではないかと思っております。

それと、この花づくりで成功したかどうかは、なかなか金銭的なことはあわせないと云うんですが、実際これ、咲いたんですか。このことについてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。本来なら3月のころなのでございますが、地震災害で連日東奔西走しておりまして、正直なところ、花の確認までは手が回らなかったというのが実態でございます。そのかわり、災害の現場には何回も行っておりますが、あまりさしたる成果はなかったということでございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 3番渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） やはり皆さん、大先輩がいろいろしゃべってしまうものですから、私は質問がだんだんなくなってきますが、実は市内花公園づくり事業、やはり同じ事業になります。当初、計画面積が10ヘクタールで、実施面積が3.7ヘクタール、当初予算額が80万円で、3.7ヘクタールを実施して、かかった費用が80万1,409円。10ヘクタールの計画で80万円で、3.7ヘクタールやって80万円というのが、ちょっと腑に落ちないようなところがございます。この辺を説明をいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お尋ねの趣旨はその補助金の削減というようなことかなと思っておりますが、農業公社のキャッシュフローといいますか、資金の回転のために、現実的には概算払いでも4月に交付してございますので、実績払いというわけにはなかなかいかないというのが実態でございまして、議員お尋ねの趣旨は十分認識しておりまして、今後この事業のあり方も含めまして検討させていただくということでお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 3番渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） よくわかるようなわからないような話でございまして、前年度もこの事業をやっておりまして、前年度80万1,409円、当年度が80万2,790円、前年度は何ヘクタールやったんでしょうか。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

10分間休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時23分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。資料の提出がおそくなって申しわけございませんでした。平成21年度の花公園の実績につきましては、市内の駅の周辺及び遊休農地ということで3.6ヘクタールの実績がございます。これは藤田、大金、太子堂付近、熊田、高瀬、鴻野山駅、この周辺というようなことでございます。

なお、この花公園の歴史につきましては、旧南那須町時代に、昭和62年度に国土庁の事業でございます農村アメニティー、アメニティーというのは快適というような意味になるんですが、その事業で国土庁長官表彰を受けまして以来、代々続いている。それを合併後、公社が一括やっている。そういう歴史的な経緯がございます。

なお、平成23年度につきましては、先ほどご質問があったのでございますが、平成23年度からは専業に特化するためこの事業は廃止しております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 3番渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） 平成23年度は廃止ということでございますので、これも報告議案でございますから、言っても始まらないということにもなるかもしれませんが、3.6ヘクタールの実績があつて前年度80万円、ことしは10ヘクタールの計画を立てて3.7ヘクタールで約80万円の支出ということでございます。とりあえず80万円もらうかというような計画なのかなど、市からもらえばいいやというふうに疑われても仕方がないような計画ではないかなと思います。

もちろん市から大量の補助金をもらって、そして、黒字ですよと言われても、私などからすれば、これは完全に赤字ですねと言わざるを得ないのではないかと思います。しっかりとした経営というのをやっていただくようお願いをして、答弁は結構でございますので、一生懸命頑張ってもら。また、水上議員などとも話しましたが、新たな道を目指すということも考えていかないと、存続が危ういというふうになるのではないかと思います。意見を述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 農業公社の問題で1時間以上やっているんですが、私はこの平成22年度の収支決算書7ページ、それと8ページ、農業公社の収支計算、それ以前の問題として事業費、事業収入、ここにちゃんとありますね、予算では2,619万2,000円と、補正

で1,800万円やっているんですよ。これはどういうことなんですか。

普通の事業であれば、しっかりした計画を立てて、幾らの収入があって、幾らの支出がある。そうすると、今度は次のページの事業の支出、当初予算が1,548万9,000円、そこに補正が1,936万7,500円、こういうふうなものというのは何の計画もなく、ただただ少なめに予算を計上して、あと事業が出たらそろそろ補正をやって、そして、帳尻を合わせる。こういうことをやっていたのでは、事業が成り立たない。

それともう一つは、事業計画がないということは、この農業公社の再建計画、当初に非常に黒字でよかったと、こういうふうな説明が課長からありましたが、しかし、その内容を見ると、この予算書、当初予算ではとてもじゃないけれども、半分以下の収入になるわけでしょう。そうでしょう。その補助金だって、前の議員が質問をいたしました、補正でこれは582万円しかないんですよ。ところが、決算では2,365万4,750円、こんな数字になっているんです。

どこに予算書だとか、これの意味があるんだ。何のために計画したんだ。何の計画もしていない。少なくとも予算をして、事業が出てきたら支出項目あるいは銭をもらえるとわかったら、そこに補正で対応していく。こういうことでは農業公社がこれから先、本当の事業、どれとどれを収益のあるものをして、独立採算性がとれるか。市からの補助金がなくても、この農業公社の事業だけで人件費もすべて賄える。補助は要りません。

先ほどの議員も言うておりましたが、そういうふうなものにならなければいけない。多少私は補正がなくちゃだめだ。ゼロということはありませんが、少なくとも当初予算の2割だとか、よほどのことがなければ3割も4割も、下手すれば5割近いのを補正で組んでいるわけがあります。

こんな事業計画というのはありますか。普通の企業でこんなことをやっているところはないですよ。市の予算だってそうでしょう。予算と収入と支出が大体合うようになっているわけです。そういうふうな組み方をしなければ、事業計画も何もなくてやっているというのが私の見解であります、課長はどういうふうな見解であるか。お聞かせをいただきたい。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。巨額の補正予算関係につきましては、先ほど申し上げましたように、緊急経済対策でのきめ細やかな交付金事業で、資本整備を機械の導入をしまして、それに対しての補助金というようなことで1,700万円、こういうのを出しているわけでございます。

あと航空散布等で2,088万5,000円の補正もしてございますが、これ等につきましても、今までの経理をちょっと見直ししまして、正規な経理処理をしてこのような措置が出たと

というようなことでございます。一貫性がないというご指摘でございます。公社としましては、迅速かつ機動的に対応しているという評価もございますので、今後一貫した経営戦略というのを今後の課題だと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、航空散布の話が出たり、特別経済対策事業、これだって全然わからないわけじゃないでしょう。9ページの支出の欄の項目で、給料手当支出、当初予算ゼロですよ、これ。賃金ゼロ。賃金なんていうのは補正で111万円、こんなの計算できないの、これ。オペレーターの賃金とか、これは初めての事業じゃないでしょう。どんな事業だってやれば賃金なんて出るのが当たり前。そういうのを計上しない。こういうことでは、どうなるんだ。

だから、その経済対策事業にして、これとこれは大体幾らぐらいの事業費がつくんだと。そういうのを全然入れないで計上しているということ自体が、ほかの事業に対しても影響するわけですよ。そうでしょう。それが入るか入らないか。そういうものをちゃんとやっていくのが予算じゃないですか。

農政課の予算だってそんないいかげんにしますか。予算を何億円と計上して、決算額がその倍もなっている。そんなことはないでしょう。それは事業の緻密に計算をして、この予算はこれ、支出はこれ、ちゃんと仕分けをしてやって帳尻が合うようにしているんです。それが普通でしょう。

ところが、こんな人件費を入れていないなんていうことは考えられますか。だから、もうちょっとこういうものは緻密に計算をしなければだめだと。そして、事業計画をしっかりとしなさいよ。収入にしても支出にしても、それが第一歩でしょう。これからのこの農業公社の再生のその第一歩がだめではどうにもならないと言っているんですが、課長はどういうふうに考えるのか。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。ただいまご指摘の点、至極ごもっともというようなことで、私どもも認識しておりまして、当面は基本財産の積み増しが喫緊の課題でございますので、目鼻がある程度ついてございますので、今後このようなことを理事会等に強く主張しまして、指導申し上げたいということでございます。以後、十分予算、決算の厳格化に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 課長がそういうことでありますから、もうこれは終わっちゃったやつだから、まして報告だから、これはまあしょうがないから、別にこれからどうするというわけではありませんから、それはそれで結構ですが、しかし、来年度からはこういうものもきっちりやって、黒字になる農業公社もあるんですよ。農業公社というのは大体みんなが赤字だ、これは大半ですが、ちゃんと黒字になっている農業公社もあるんです。配当金も出しているんです。

だから、そういうものを目指すには、やはりしっかりとした計画を立ててやらなければだめだ。私はこういうことを指摘したいわけでありますから、課長はこれからこういうものをするということでありますから、私としてはそれだけにとどめておきます。答弁は結構でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 先ほども質問にありましたけれども、この市内花公園づくり事業の80万円の予算でこれまで行われてきた事業が、平成23年度は廃止ということなんですね。これは今までも図書館の前の田んぼあたりでやったのもあれもそうですよね。ただ、私、市内花公園構想というのは、大変いいことじゃないかなというふうに前々から思っておりました。ただ、その反面、この花公園構想、これは市長のマニフェストの中でも、また総合計画の中でも盛り込んでいることだと思うんですが、花公園をどういうふうにもっていくかという、そのビジョンがはっきりしていないのではないかと。

というのは、市内花公園をつくるんだというイメージはありまして、今、課長から説明がありましたように、駅とか高瀬周辺とか、図書館の前とか、その辺にぼちぼち予算を配って、ただ植えればいいものなのか。地域の人たちがその季節季節の花を楽しめばいいだけの花公園なのか。それとも、観光客を誘致できるような花公園に毎年毎年の予算は少ないかもしれないけれども、それを積み上げてそういう人が来るような、強いて言えば市貝のシバザクラではありませんけれども、ああいう公園を目指すのか。その辺の戦略といいますか、方針がやはり見えていないのではないかとというふうに私は考えております。

これは平成23年度で農業公社は廃止だということでありますけれども、この市内花公園構想、今後どういう形で進めていかれるのか。市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えいたします。この花公園構想という名称は、これは農業公社に委託事業として合併後始めたということでございますけれども、市の総合計画の中でも明確にしていることはご指摘のとおりでございます。

この想定したビジョンというのは、今、言われたとおりでございます。私はやはりこの遊

休休田が40%を超える事態になっている以上は、その辺のところを活用して、この景観形成の花を植えて、それで観光客を呼びたいというのが本音で始めた事業であります。

しかしながら、そう言いまして、仮に1町歩の花をつくると、やはり集約する土地が必要でございまして、そういった遊休地が点在をしているというような状況から始まりましたので、なかなかこの1町歩、2町歩まとまった集約した形での花公園という遊休地の扱い方ができないのが今の現状でございます。

そのようなところから、とにかくこの烏山沿線の遊休地をまず植えてみようかというようなところから始まりながら、ブロックローテーションの農地も借りようじゃないかというようなことで、これは失敗事例もございましたけれども、そういったでき得る遊休休田対策と合わせた形で進めてきたつもりでございます。

しかしながら、その効果はなかなかあらわれていないというのが現状でございますが、しかしながら、花で交流人口を引くということは、やはり私は必要だろうと思っておりますので、今後、農業公社に委託をするか、これはまた別にいたしましても、こういった事業は私は進めていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今の市長の答弁ですと、遊休地といいますか、何ヘクタール単位、大規模なエリアについてこの市内にはないんだ。だから、点在せざるを得ないんだというご答弁でございますけれども、私は前に菜の花公園構想という質問と提案をさせていただいたことがあります。市内はよく見ると、5町歩、10町歩単位で確保できる場所というのはたくさんあるのではないかと思います。要は、そういうことを本当にやる気があるのか、ないのかということが、ひとつ大事なことなのではないのか。本当にやる気であれば、どこかに集約してやるんだという意思を持ってやれば、私はある程度のスペースというのは、この市内には結構多くあるのではないかと。この前の菜の花構想のときも、ある程度場所も特定して提案をさせていただいたような記憶がございます。

私の提案も途中で立ち消えになってしまったわけですが、いずれにしろ、花公園をやるということは非常に結構なこととございまして、地域の人たちにただ、花をめでていただくための公園なのか。それとも、観光客を呼び込むような花公園をつくるのか。その辺の方向性というものもこの辺で一度しっかり検討されてみてはいかがかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 農業公社の報告から若干道がそれておりますが、私から花公園構想についてはお答えをします。

私は、合併後、交流人口、観光人口をやはりふやして経済的に効果をもたらすという活性化が、那須烏山市についてはふさわしい活性化策だと思っています。したがって、その媒体は花あるいは那珂川、山あげ、いろいろありましようが、やはりそういった自然と清流、空気のをさを売る那須烏山市であるべきだろう。

そのようなところから、今いろいろご意見をいただきましたけれども、大いに積極的に前向きに花公園構想については、私は推進をしていきたいと考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） 農薬散布のことなんですけれども、公社でことしやった農薬散布は定期的に全然狂ったような時期に薬2回もかけていて、全然ききめがないと思うんですけれども、どうでしょう。1点お願いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 本来なら来年の議会に答弁するのが筋なんですけれども、今回、災害で作付けが総じておくれております。そういう関係で、ことしは烏山地区を最初に空散を実施したのでございますが、ちょっと出穂時期とうまくマッチングしませんので、特に農協系統を通じまして、再度自主的な農薬散布をあと1回各自でやってくれということをお願いしてございますので、なかなか天候とヘリコプターの運行計画とがマッチしなかったという点は、そういうご指摘は甘んじて受けているということでございます。

以上でございます。以後、十分気をつけたいと思っております。

○1 番（田島信二） ありがとうございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおりでありますので、ご了解願います。

◎日程第4 報告第2号 平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（滝田志孝） 日程第4 報告第2号 平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告をするものであります。

健全化判断比率の4つの比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに該当ございません。実質公債費比率につきましては11.5%でございまして、前年比1.4%減であります。これは一部組合の地方債、ごみ処理施設、し尿処理施設、この起債に伴う負担金の減及び国の経済対策による普通交付税臨時財政対策債の発行可能額の増額が主な要因であります。

将来負担比率につきましては58.2%でございまして、対前年比14.2%の減であります。これは合併特例債等の交付税参入率の高い有利な起債を発行したためであります。また、財政調整基金の増額によりまして、地方債の現在高に対し、充当可能基金が増額となったことが主な要因でございまして。

資金不足比率につきましては、該当がございません。

健全化比率は基準を下回っておりまして、健全段階にあると言えますが、合併特例債の発行による地方債残高の増額、震災の影響による財政調整基金の取り崩しなど、今後の財政運営は厳しい状況が予想されます。そのため、一層行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営を図ってまいりたい所存でございまして。

何とぞ慎重審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 前年度から見ますと、どちらも実質公債費比率、それと将来負担比率も下がっております。これが実施されて、もう、4年たつのかな。それぞれどのような推移があるのかの説明いただきたいというのと、県平均ではどんなような状況なのか、もし、そういう数字があれば、報告いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、ご説明をいたします。この財政健全化判断比率につきましては、平成20年度からの制度でございまして、まず、実質公債費比率です。こちらにつきましては、平成20年度が14.5%、平成21年度が12.9%、平成22年度

が11.5%でございます。

将来負担比率につきましては、平成20年度が76.3%、平成21年度が72.4%、平成22年度が58.2%でございます。県平均とのことでございますけれども、まだ、県全体の平均の数字はこちらに届いておりませんが、県内の平成21年度分の県内14市の間の順位につきまして資料がございますので、まず、実質公債費比率でございますけれども、こちらにつきましては、県内14市のうちの12位という数字でございます。

将来負担比率につきましては、県内14市のうちの9位という順位でございます。平成21年度の数字でございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおりでありますので、ご了解願います。

◎日程第5 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（滝田志孝） 日程第5 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

○議長（滝田志孝） 市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員5名のうち、滝口由美子委員の任期が11月29日をもって満了となることに伴いまして、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

滝口由美子氏は、平成19年11月より教育委員会委員としてご活躍をいただいております。人格円満かつ高潔であり、しかも教育、学術及び文化に高い識見を有している方であります。新しい時代を拓く教育改革のため、再度教育委員に任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

何とぞご審議を賜りまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第10号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第11号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（滝田志孝） 日程第6 議案第11号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那須烏山市固定資産評価審査委員会委員3名の任期が11月29日をもって満了となることに伴いまして、新たな委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基

づき、議会の同意を求めるものであります。

横山通有氏、岩附淳一氏は、那須烏山市固定資産評価審査委員会委員として長年にわたりましてご尽力を賜り、人格、見識ともに高く、本職に適任でありますことから、再度の選任をお願いするものであります。

また、鈴木英男氏は、栃木県職員として長年にわたり県政発展に貢献をするとともに、地方行政に精通をし、特に在職中は、地方税に関する担当が長く、大田原県税事務所長を最後に退職をされ、行政全般にわたり深い識見を有する適任者であります。

なお、今般、任期満了で退任されます町井文治氏は、旧烏山町時代から那須烏山市に至る通算13年間にわたり、委員としてご活躍をいただきました。町井委員は、同委員会の委員長等を歴任し、公正かつ適正な審査に努められ、税務行政の進展に大きく貢献をされました。ここに長年にわたるご労苦に対し、深く感謝を申し上げます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。何とぞご審議を賜りまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第11号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第6号 固定資産税等の12月に係る納期の変更に伴う関係条例
の整備について

○議長（滝田志孝） 日程第7 議案第6号 固定資産税等の12月に係る納期の変更に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号 固定資産税等の12月に係る納期の変更に伴う関係条例の整備について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、納税者における納付機会の拡大及び納税者の利便性を図る観点から、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料並びに後期高齢者医療保険料の12月納期の期限を平成24年度から、これまでの12月25日を12月28日に変更するため、関係4条例を一括して改正するものであります。

改正にあたり、固定資産税は不動産収入の経費として算入することができ、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、確定申告の社会保険料控除の対象となりますことから、年内に納付または口座振替ができるよう考慮いたしました。

慎重審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第7 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第7号 那須烏山市税条例等の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第8 議案第7号 那須烏山市税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 那須烏山市税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度税制改正による地方税法の一部改正により、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、各税目に係る不申告に関する過料の引き上げ及び上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する市民税の軽減税率の特例の延長等が行われたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

あわせて、市民税の前納報償金について、社会情勢の変化や納税者の納税意識の向上など、

当初の創設目的が達成されておりますことから、平成24年度より廃止するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） それでは、今回の条例改正につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

説明に際しまして、新旧対照表によりましてご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きくださいますようお願い申し上げます。改正条文がたくさんございますので、説明の仕方につきましては、説明内容ごとにご説明申し上げまして、条文が前に戻ったりしますことをお許しいただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。第26条市民税の納税管理に係る不申告に関する過料、次に4ページの第36条の4市民税に係る不申告に関する過料、5ページの第53条の10退職所得申告書の不提出に関する過料、第65条固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第75条固定資産に係る不申告に関する過料、第88条軽自動車税に係る不申告等に関する過料、第100条の2たばこ税に係る不申告に関する過料、6ページになりますが、第105条の2鉱産税に係る不申告に関する過料、第107条鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第133条特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第139条の2特別土地保有税に係る不申告に関する過料の改正につきましては、現行の3万円の過料を地方税法の改正によりまして10万円に引き上げることとあわせまして、新たに過料の規定を設ける改正でございます。

6ページ一番下の第151条入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪の改正は、現行3万円以下の罰金から10万円以下の罰金にする罰金額の改正でございます。この罰金に関する規定につきましては、宇都宮地方検察庁の承認を得たものでございます。

また、1ページに戻っていただきたいと思っております。第34条の7の改正は、地方税法の改正によって、寄附金税額控除の下限の額を現行の5,000円から2,000円引き下げられ、適用される寄附先につきましては地方税法の引用条文をもって適用することにより、地方税法と市税条例の重複規定を解消するものでございます。

さらに、現行の市長が指定していたものにつきましては、1号のアからここに列記して整備し、改正するものであります。

さらに、第2号は、地方税法の改正で特定非営利活動促進法に規定する法人、NPO法人が申請手続をすることにより、寄附金税額控除適用を受けることができることとなったため、適

用条文を追加するものでございます。

3ページの第34条の8の改正は、引用条文を整理したものでございます。第36条の2市民税の申告の改正は、特定非営利活動法人に対する寄附金税額控除の申告規定を追加するものでございます。

4ページをお開きください。第36条の3所得税に係る更正又は決定事項の申告の義務、5ページになりますが、第61条固定資産税の課税標準については、地方税法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

また、4ページに戻りますが、第42条個人の市民税の納期前の納付改正は、市、県民税の納付の方法が納付書による普通徴収の方法、給与からの特別徴収の方法に加え、平成21年度から、公的年金からの特別徴収の方法が追加されました。納期前納付に係る報償金の対象となるものが普通徴収の納税者に限られ、一部の市民への適用規定となり、不公平感が広まっていますことから、平成24年度から廃止する改正でございます。

次に7ページをお開きいただきたいと思います。7ページの附則でございますが、第7条の4寄附金税額控除における特例控除額の特例から、ページをめくっていただきますと全部附則になりますが12ページまで、第20条の4条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の改正につきましては、地方税法の規定を引用することとするための改正でございます。

次に、14ページの平成20年4月30日改正附則第2条の改正につきましては、経過措置を現行の平成23年12月31日としていたものを、平成25年12月31日まで2年間延長するものでございます。

16ページの附則第3項の改正につきましては、地方税法の改正に伴う市税条例の適用条文等を整理したものでございます。

17ページの附則の第1条、第2条の改正は、法律の改正により、平成22年6月に可決いただきました非課税口座上場株式等の譲渡所得に係る市民税の所得割の特例の改正につきまして、施行日を2年間延長し、平成27年1月1日とするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしますが、過料、罰金の改正につきましては、公布の日から2カ月を経過した日、市民税の申告及び納期前納付の奨励金の改正につきましては、市民税の算定基準日でございます平成24年1月1日、肉用牛に関する改正につきましては、適用が継続されるよう平成25年1月1日、高齢者の居住住宅に係る改正は、引用法令の施行日とするものであります。

また、経過措置につきましては、寄附金控除の規定の適用につきましては、平成23年分の所得から適用し、改正前に施行された事項につきましては、従前の規定を適用するものでござ

います。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 今、説明がもろもろありました。その中で、それぞれに3万円から10万円に改正されます過料とか罰金、これは今回平成22年度決算で出ていますけれども、今までに年度で3万円から10万円に上がりましたけれども、地方税法の改正だからこれは当然改正ですけれども、現実によりによって収入なんてふえるんですか。その辺のところを確認したいと思います。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） まず、罰金につきましては過去に事例がございませんので、ございません。過料につきましても、過去に過料を適用した事例がございませんので、収入の増減は影響ないということをご理解いただきたいと思います。

○10番（水上正治） 了解。

○議長（滝田志孝） そのほかありますか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 事前に申し上げましたが、6点ほど質問申し上げます。

まず、第34条の7、これは寄附金控除を定めたわけでありますが、具体的にこの那須烏山市の場合、こういった寄附金控除の例というのは年間どのぐらいあるんでしょうか。これが1点です。

2点目は、第36条の4、ただいま水上議員からもこれに関する質問がありましたが、不正申告の例というのは具体的に発生しているのかどうか。さらに、地方税法の改正によりまして、3万円から10万円に3倍以上引き上げたんですが、なぜこのように一挙に3倍以上に引き上げたのか。その理由についてお伺いいたします。

次に、第42条の関係、前納報償金は、これは普通納税者と特別徴収者、この不公平感があるというような説明でありましたが、そんなことはありません。そんなことは全くありません。そういうようなことから、私はこれは反対をいたします。

第65条、固定資産税のうち、市外の納税者、那須烏山市にも相当市外から不動産を持っている方がいると思うんですが、これは実際何人ぐらいいるのか。それで、そういう方を納税管理人を定めているのか。いるとすれば、現在何人ぐらいが定められているかをお伺いいたします。

次に、第151条ですが、これは入湯税の関係なんです、これは税務課長、実際に定期的に立ち入り検査をしているのでしょうか。今月は入湯客が何名というようなことですね。やっているのかどうか。このことについてお伺いします。

最後ですが、附則のうち、租税特別法による肉用牛の課税免除、これはもう20年以上前から続いているわけなんです、さらに今回、約4年ほど延長するという、そのような理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） それでは、まず、寄附金控除の例でございますが、平成23年市県民税で11名でございます。

次に、不正申告の例でございますが、申告をしてくださいということで申告を促す業務はしておりますが、不正申告の事例は今まではないものと考えております。

次に、過料の引き上げの理由、税法の改正によってと言えば簡単でございますが、基本的に不正な状態を防止するのが国として考えたものと私は考えております。国家公務員でないのちょっと申しわけないんですが、地方公務員の立場として不正を防止するために過料の引き上げを行ったものと考えまして、私どもは税条例を改正しているものでございます。

前納報償金の廃止につきましては、ちょっと微妙でございますので、次の固定資産税の市外納税者の数でございますが、分析的にちょっと難しいものですから、郵送関係のデータで申し上げますと2,768件でございます。また、別枠になります。納税管理人、これが882名が登録されています。これは登録されたものでございます。そのような状態でございます。

次に、入湯税の関係の定期の立ち入り検査、検査といいますと、例えば入客数を数えるとかそういうことをきつとご指摘かなと思いますが、市としましては、申告をしてくださいという申告指導をやってございます。ですから、そこでカウンターで数えているという状態はしておりません。

次の附則の関係の肉用牛ですが、ご指摘のように延長になりまして平成27年までということで延長になりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 前納報償金関係以外については了解いたしました。その中でも、入湯税、これは指導のみということですが、これは非常に難しいと思ひます。実は私も元担当しておりましたが、なかなか手間取って細かい帳簿との照合というようなことは難しいわけですが、できればやはりその辺までやるべきではなかったのかなと、これは自分自身も反省をしているわけでありませう。

ところで、この前納報償金であります、これはこの間の全員協議会で税務課長から示されました。これは全納税者のおよそ11.9%しか前納していない。非常に該当者が少ない。だから、今回廃止しようとするものだというような理由でありましたが、大体この分母とする数字ですね、これが私は間違っているのではないかと考えております。これは全くの前納報償金に該当しない、特別徴収者まで入れておくからこういうことになるわけで、本当の前納報償金の対象者だけを引き出して、私なりに計算をしますと30%を超えております。

そんなことから、こんなことは決してないということ。それと、不公平感といいますが、普通納税の方は6月から始まって次の年の1月に終わるわけですね。その年度に全額納入することになっています。しかし、特別徴収の方は、1年の税額を12等分して、同じ6月から納税は始まりますが、次の年の5月に終わるわけです。すなわち普通納税者よりも4カ月もおくられて完納している。それで済んでいるわけでありまして。もう全然納税の仕組みが違いますので、もうそれだけで特別徴収の皆さんは1つの恩恵をこうむっているわけでありまして。

ですから、そこで不公平感なんていうのは全くないわけでありまして。この税法の仕組みのわからない者が不公平感だと言っているわけです。私はこのことには真っ向から反対をいたします。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） ありがとうございます。税法をご理解いただいている議員ということで、私のほうで不公平感があると申し上げたのは、今、中山議員が言われたようなことも事実で考えられますが、一般市民の方が、要するに年金特別徴収になったときに、今度は前納報償金をいただくことはできませんかということで、普通徴収をしたいという申し出が相当、数は何百はないですが出ております。

先ほど申し上げましたように、1万4,000人からの市県民税の納税義務者がございます。そのうちの約3割ちょっとが普通徴収、残りの6割弱の方が特別徴収ということになりますので、前納報償金を1万4,000円が分母でおかしいと言われてますが、適用されているのが全納税義務者の1割程度が適用を受けて、1,700人程度がその運用をされておりますので、1割の方というのは納税資金が余裕のある方と見受けられますので、今回、前納報償金をやめても、収納率というものにはあまり影響がないということも考えられるし、また、社会的な流れの中で、やはり前納報償金というのは金持ち階級への支援策だというようなご批判の声も耳にはしていますので、やはり市民平等としてお金のない方もいらっしゃいますから、そういう方たちの不公平感というのを耳にするということで、今回、提案するものでご理解かたをよろしく申し上げます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 税務課長は税務職何年やっているかわかりませんが、納税者の心情というのはまだまだ理解していないのではないかと、私はそう思っております。私はいずれにしても、今、税務課長が説明したような理由では全く納得はいきません。この条例第42条の2項については反対をいたします。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑等ありますか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 前の議員と同じような話になってしまうけれども、今回の税条例の改正の中で、第42条の前納報償金の改正なのですが、これについては先ほど課長の説明では、7割が特別徴収ですか、その中で年金天引きの人から前納奨励金をもらえないのかというのがあったので、簡単に言えば不公平感が出たということなんだけれども、私から言わせれば、年金から市県民税を天引きすること自体が問題だというふうな観点で、それには同意できないと思います。

さらには、県内を見ましても、まだ、検討中のところが9市町、現状維持というのが5市町あるわけですから、実施しているのは12で、実施していないのが14ですから、半分以上がまだ実施していないということでございますので、あまりにも一方的に、金持ち優遇だから前納報償金廃止だというのは納得できないというふうに思うんですが、もう一度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） 今、ご提案いただきました県内の状況でございますが、今、平塚議員が言われましたように、県内でこの前納報償金制度のあり方が各税担当部局で論議されてございます。理由としましては、現在、コンビニ収納というのが各自治体に広まってきて、当那須烏山市におきましても平成24年からということで、今、事務を進めてございます。

各自治体が前納報償金を廃止するにあたりまして、どういう流れをとっているかといいますと、まず第一に市町村合併、平成16年、平成17年、平成18年ということで各自治体が進めましたが、その合併時に前納報償金をやめた自治体、もう一つは今、申し上げましたように、コンビニ収納を進める上から前納報償金制度をやめた自治体ということで、今ある9自治体につきましては、ことしの春に調査した結果でございますので、今の9月定例議会に提案されているかどうかまでは確認をとっておりませんが、各自治体ともコンビニ収納の適用に向けまして前納報償金制度の見直しを行っているものと思っております。

つけ加えてご説明申し上げますが、なぜコンビニ収納と前納報償金がうまくいかないかといいますと、コンビニにおきましては、前納報償金を支給することがちょっと難しい状態がありますので、そういうことも踏まえまして、各自治体ともこの前納報償金のあり方について論議

がされた中で、廃止の方向に向かっていることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） ただいま上程中の議案第7号 那須烏山市税条例等の一部改正のうち条例第42条の2項 個人市民税の納期前納付に係る前納報償金の交付を廃止するとして改正案に反対討論を行うものであります。

では、反対理由を4点ほど申し上げます。まず1つ、報償金の廃止理由は、納税者総数1万4,249人のうち、納期前納付者が1,702名で率にして11.9%の少数であるとのことですが、その納付率は真実をあらわしたものではありません。

その理由を申し上げます。市民税の納税総数は1万4,249人の中で、その中で給与から天引きされて納税する特別徴収者およそ8,000人、普通徴収者の中でも税額が均等割だけで1期目の納税で終わる納税者1,000人、合わせて9,000人は税条例上もともと前納報償金の対象外であります。前納報償金の交付対象となる納税者は年税額を4分割して納税する者、およそ5,200人でありまして、そのうち1,702名が一括徴収していることでもありますから、その納入率は32%であり、決して少ない数字ではありません。

2点目を申し上げます。廃止理由の1つに、給与から天引きされる特別徴収者には報償金制度の恩恵をこうむらないので、納税者間に不公平感があるとの説明に対する反論を申し上げます。税条例からして普通徴収納税者の納期は税額を4等分し、6月、8月、11月、1月の年4回に納付するのに対しまして、特別徴収による納税者は年税額を12等分し、納税は6月に始まり次年度の5月に終わります。すなわち普通徴収の者は翌年1月に完納しなければなりません、特別徴収による納税者はそれより4カ月おくれの5月であります。このことからして、納税方法では特別徴収のほうが4カ月おくれて納税する分、既に優遇されているわけでありませぬ。

今回、普通徴収納税者に対する前納報償金が廃止されたとしますと、特別徴収者の優遇策だ

けが残ることになりまして、双方の納税者間に不公平感が生ずることから、この不合理な条例改正に反対するものであります。

3点目を申し上げます。今回の前納報償金廃止は、経費削減の一環としているようですが、しかし、市税が前納報償金制度により6月に一括納入されれば、市の自主財源の早期確保が確実に見込まれているわけでありまして。さらに、報償金廃止は善良な納税者の心情をさかなでするようなものであり、納税意欲をそぐものと存じます。納期前に納入する納税者は納税組合があろうがなかろうが、また、今回の報償金が廃止されようとも、滞納するようなことはあり得ない善良な納税者であります。

前納報償金は地方税法上認められた制度であり、その善良な納税者に対する市からのささやかなご褒美とも受けとめられている制度であります。それを今回、なぜ廃止しようとするのか理解に苦しみます。

4点目を申し上げます。近年、栃木県内市町全体の徴収率は全国的に見ても最下位近いワースト3位であります。その中で本市の徴収率は、県下27市町中最下位であることは、新聞報道でもご承知のとおりであります。

となりますと、本市の税徴収率は全国で最下位近い栃木県の中の最下位でありますから、全国の市町村数1,746から見ても最下位の可能性があります。今からさかのぼること約20年前の南那須町では、町税滞納ゼロで徴収率が100%、全国1位でありました。当時の烏山町の徴収率も県下では常に上位にあったと記憶しております。

今回、議会に提案されました平成22年度の決算書の中の税金滞納額は17億5,000万円、そのうち今、議題となっております個人県民税に係る滞納繰越だけでも1億2,200万円、不納欠損金、すなわち徴収を断念した税金が800万円計上してあります。

監査委員から、今回も提出されました決算審査意見書の中にも、税全体の徴収率が一向に上がらないことから、今年も厳しい意見が付されていながら、いまだ実効性のある徴収対策は全く示されておられません。このようなときに、報償金制度廃止は、徴収率をさらに低下させるようなものであります。

以上の理由から、議案第7号 税条例改正案のうち、報償金廃止に関する項につき反対をいたします。議員の皆様方のご賛同を心からお願いする次第であります。

以上です。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第8 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第8号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第9 議案第8号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲について所要の改正を行うものであります。主な内容は、従来、災害弔慰金の支給対象となる遺族を死亡当時において死亡者により生計を維持していた配偶者、子、父母、祖父母と定めておりましたが、死亡者にこれら遺族がない場合であって、同居または生計を同じくしていた兄弟、姉妹がいるときは、その兄弟、姉妹を支給対象とするものであります。なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後の災害について適用いたします。

何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の災害弔慰金支給等条例等の一部改正でございますが、この改正の中身の中で、死亡者の死亡当時、その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟、姉妹がいるときは、その兄弟、姉妹とするというふうにあるんですが、この前提として死亡者に配偶者、子供、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合ということですね。存在しな

い場合に、死亡者の死亡当時同居し、または生計を同じくしていた兄弟、姉妹がいるときはその方に適用になる。こういう理解でいいんですね。そのことを確認しておきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） お答えいたします。今、平塚議員のご質問のとおり、死亡者に配偶者、子、父母、孫、祖父母がいずれもない場合、生計を同じくしているか同居している場合の兄弟、姉妹がいるときは、その兄弟、姉妹に対して支給するというところでございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいま上程中の議案第8号について質疑を行います。

まず、この一般の相続権とは違うんですね。生計を同じくしていない、あるいは同居していない兄弟の場合は全く該当にならない。その点と、この事例が該当する方はいるのでしょうか。2点についてお聞きします。

○15番（高田悦男） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） これは相続権の問題とは全く違いまして、これと同じような内容につきましては、戦没者の特別弔慰金の関係などは戦没者と1年以上同居していた兄弟、姉妹という規定もございますので、それに近いものかなというふうに考えます。

また、本事例については、3月11日の災害において亡くなった方がお二人、本市にはいらっしゃいますが、その方の住所地は宇都宮市でございますので、今回に該当する方ではございません。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第9 議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第9号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料
条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第10 議案第9号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 那須烏山市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、スポーツ振興法が全面改正され、新しくスポーツ基本法が制定されたことから、条文中の法令名を変更するものでございます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第9号の市B&G海洋センター設置、管理及び使用料条例の一部改正についてであります。今の市長の提案理由の説明のとおり、スポーツ振興法がスポーツ基本法に変わったということで、字句の訂正ということではありますが、基本的にスポーツ振興法がスポーツ基本法に変わったわけなんです。振興法が基本法に変わった中身で、おおむねどのような内容の改正があったのか。今回のこのB&G海洋センターについての振興法から基本法に変わったということで字句の訂正をするわけですが、内容等については全く今までと相違があるのかなのか、その辺について確認をしておきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

スポーツ振興法は昭和36年に制定されまして、以後スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務及びスポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策等の基本事項を定めておりました。

それらを発展させまして、スポーツ振興法の施策を充実させ、さらにスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む人々の権利であるとする新たな時代におけるスポーツの基本理念、これらを提示したというところがございます。そのスポーツ団体あるいは関係者と連携をし、スポーツの理念と具体的施策等を規定していこうというようなことで改正されました。

また、今回ご質問の2点目、法令の名称が変わったところにつきましては、基本理念は変わってございません。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第10 議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第11 議案第12号 市の境界変更について、日程第12 議案第13号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議については、いずれも関連がありますので、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

◎日程第11 議案第12号 市の境界変更について

◎日程第12 議案第13号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（滝田志孝） よって、議案第12号並びに議案第13号について、一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第12号、第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号は、市の境界変更についてでございます。平成14年1月10日付農計第66-5号で決定のありました県営江川南部I地区土地改良区区画整理事業の施行にあたりましては、土地の有効利用及び効率的な導水路配置を目的といたしまして、市界に沿って存じておりました本市側の水路敷地を事業の地区内に取り入れ、道水路を付けかえ、新設をし、昨年度、工事施工後の区画の確定測量を実施したところであります。

しかし、土地改良法第53条第6項におきましては、換地は1筆の土地の区域が2以上の市町村、大字または字にわたるようには定めはならないと規定をされておりますことから、市界変更の必要が生じたところであります。

議案第12号は、市の境界変更にあたり、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、県知事あて申請をする必要がありますことから、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号は、議案第12号で提案をいたしました市の境界変更の際し、財産処分を必要とするときは、地方自治法第7条第5項の規定に基づき、さくら市と本市との間において協議をする必要がありますことから、同条第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可

決、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 市の境界変更につきまして補足説明をさせていただきます。

県営江川南部一地区の土地改良事業の農地の区画整理事業につきましては、平成13年に着手されまして、さくら市鹿子畑地域を中心といたしまして、当該地域に存しました市内の法定外公物、水路等でございますが、これが当該事業の区域に編入されまして総面積94.6ヘクタール、これをさくら市の全額負担によりまして総事業費16億200万円、これらをかけて整備を進めてきたところございまして、平成24年度に換地処分をして完了する計画となっているところでございます。

本件につきましては、さくら市から本市に編入する区域、8筆で468平米、本市からさくら市に編入する区域が5筆で468平米ということで、等積で交換することから生じますさくら市と本市との間の境界を変更するものでございます。

なお、既に県の立会いのもと現地確認、事前協議等が進んでいるところでございます。この議案書の次のページの1枚目をめくっていただきますと、1枚目と2枚目に変更調書になってございまして、さくら市から本市に編入する詳細の区域の集計表ということで、それぞれ各筆ごとの明細を1枚目、2枚目がさくら市に編入する本市のものの明細というふうになってございます。

3枚目が境界変更位置図を示しておりますので、ごらんいただきます。

4枚目の図面が境界変更区域全体図ということで示してございます。後でちょっとこれに触れますが、最後のページがその境界変更区域明細図ということでお示しさせていただきました。その中で、この4枚目の境界変更区域全体図をごらんいただきたいと思っております。この中でちょっと見にくいかと思いますが、赤い点線が新しい境界線ということになりまして、この川を挟んだ左側、ピンクの網かけ部分がございまして、これがさくら市から本市に編入される区域となります。これで右端のほうでちょっと狭いところで見づらいかと思いますが、黄色く網かけになっているところ、これが本市からさくら市に編入される区域を示しているところでございます。

この議案につきましては、さくら市でも、やはり9月の議会に上程され、これらのご可決いただければ、お互いに県のほうに申請をされるという運びになるところでございます。

以上で、補足説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 　　ただいま総務課長の説明でほとんど理解をしましたが、議案第13号のほうですね、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議につきまして、この1枚めくりますと、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議書（案）とあります。これの3行目ですね、この効力は、平成24年8月1日から生じるとあるんですが、この日にちについてご説明をいただきます。

○議長（滝田志孝） 　　駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 　　これは今後の手続の関係もございまして、先ほどもちょっと触れましたが、今回ご可決いただければ、本市とさくら市が県のほうに申請をいたします。県知事のほうは県市町村課で調整をして、県議会のほうにかけます。これは県のほうでは来年の3月の県議会にかける予定で事務が進められております。

それを済ませて、平成24年4月に総務大臣のほうに届出をいたします。総務大臣が、確認をした上で大臣告示という形で告示をします。それで、それらの手続を済ませまして、平成24年8月1日が官報に掲載される予定ということでもありますので、官報に掲載されて初めて効力が生じるということでもありますので、平成24年8月1日から効力を有するということになりますので、ご理解いただければと思います。

○16番（中山五男） 　　了解しました。

○議長（滝田志孝） 　　7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 　　ただいま上程中の那須烏山市編入区域について質問いたします。

この境界の変更は江川南部のきっかけで起きたということで、その後の費用負担が那須烏山市とさくら市で出ると思うんですが、その費用の負担というのは発生するのか。負担割合とかその辺をお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 　　駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 　　これはあくまでも土地改良の事業でございまして、土地改良のほうでの負担の発生の可能性はあるにしても、市のほうとしての負担の発生はございません。

○議長（滝田志孝） 　　そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第11 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決いたします。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時12分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第13 議案第14号 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について

○議長（滝田志孝） 日程第13 議案第14号 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第14号 平成23年度農地農業用施

設災害復旧事業の施行について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、3月11日に発生をいたしました東日本大震災及び7月19日から20日にかけて発生をいたしました台風6号豪雨災害によりまして、被害を受けました農地農業用施設の災害復旧について、市事業として施行するため土地改良法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 命によりまして、議案第14号 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業の施行についての提案理由の詳細説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日14時46分ごろ発生いたしました東日本大震災及び7月19日から20日にかけて飛来しました台風6号で被災しました本市の農地農業用施設について、市が行う土地改良事業として実施するものであります。

土地改良事業につきましては、4月26日の臨時議会でもご説明申し上げましたが、農地の改良、農地開発、農地保全、農地の集団化に対する事業の総称でありまして、具体的には土地改良法第2条で規定されてございます。

なお、農地災害という区分につきましては、今回は降雨と地震の被災についてご提案申し上げますが、そのほかにも洪水、暴風、寒害、火山の噴火、高潮、津波、融雪、地滑り、凍害、凍上、こんな種類がございまして、その中の降雨と地震によるものでご提案するものでございます。

土地改良法、これは平成24年に制定された法律ですが、その第96条の4の規定で、市町村が土地改良事業を行う場合のもろもろの手續が規定されておりまして、その内容は知事に協議し、同意が必要である。議会の議決が要る。土地改良事業の計画の概要作成と公告の手續、土地改良計画の同意、これらの規定の準用規定でございまして。

このため、市町村が土地改良事業を行う場合は、議会の議決を経て知事の認可を受けると定められておりまして、4月の臨時議会同様に議会の議決を求めるものでございます。今回、議決を求めますのは、別添資料のとおり31カ所ございまして一覧表がついてございますが、農地が17カ所、農業用施設が14カ所、14カ所の内訳といたしまして水路が7件、農道6件、ため池1件ございまして、合計金額は査定後の数字、工事費になりますが6,226万7,000円でございます。

なお、台風6号の被災は3件ございまして、これは一覧表の被災箇所のところはその旨記

載してございます。

なお、今回この31件につきましては、前回は緊急的なものについてご承認を賜ったのでございますが、今回はこの承認後復旧を実施することで予定しております。なお、費用負担等につきましては、受益者負担は総事業費の10%で見込んでおりまして、負担金額につきましては今後激甚災害の地区指定や増嵩関係、もろもろがありますので、現在のところまだ未定でございますが、80%程度で見込んでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） ただいまの議案第14号、災害復旧事業でございます。これは担当課のほうも限られた日程の中で査定を受けたわけで、大変な事業の内容だったと思います。第3次査定まで受けたというふうに承っております。

それで、今の説明で、震災対応が28カ所、台風6号で3カ所、それと、地元負担金は各々10%ということで、非常に補助率の高い補助対象のものでございます。

そこで、多分震災対応については激甚災害でありますので、大分いつもより高いと思われませんが、台風6号についても同じ国庫補助対象の補助率ということで理解していいのかどうか。それと査定率ですね、多分申請した箇所でも箇所ごとに査定を受けるわけで、多分国のほうも大分厳しいというふうに聞いております。査定率がどのぐらいだったのか。それをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。今回の地震災害等につきましては、既に8月31日に第4次査定を受けまして、全国庫補助対象のものは全部査定を終了いたしてございます。

第1次査定が6月7日、8日とございまして、このときの査定率が89%、第2次査定が6月23日、24日と94%、第3次が7月4日、5日の2日間で76%、第4次査定が8月31日、97%とございまして、平均いたしますと、査定率は89.2%という数字になってございます。

なお、災害の補助につきましては、地震災害につきましてはまだ詳細な通知が国から来ておりませんが、今回の3件の降雨災害につきましては、農地については通常の50%、施設については65%ということで見込んでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） 今の89%、大分査定としてはいいパーセントだったかなと思います。

以上で終わります。了解しました。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 平成23年度の農地農業用施設災害復旧事業の施行でありますけれども、先ほど6,226万7,000円が総事業費だと、そのうち受益者負担が10%ということなんですが、80%がこの国の補助を受けられるという考え方でいいんですね。

それで、いろいろ工事内容によって期間もいろいろかかろうと思いますが、いつごろまでに改良事業が執行できるか。そういう見通しについてご説明をいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。今回の案件につきましては、完了後、遅滞なく工事発注に入りまして、来年の作付までには3月いっぱいまでに竣工させるということで目標にして、現在努力中でございます。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） ただいま出されています31件の事業費につきましては、査定で6,200万円とかいう話であります。簡単に1件当たり200万円程度の金額かなと想像いたします。

それで、この31件の中で事業費が最低価格のもの、また、最高価格のもの、金額はどの程度になっているのか。また、採択の国の査定ということですが、その基準、それらをお聞きしたいと思います。

なお、この後出ます補正の災害対策の工事2,900万円ほど計上されておりますが、それがこの6,200万円のうちのどういうふうに見ればよろしいのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。別紙の3枚つづりの一覧表の中で、最高額は最後のページの下から2段目の215分の518、福岡と書いてございますが、この43メートルの石積みの見上げ部分が前傾、前におじぎをしているということでございまして、ここが871万5,000円で100%の申請額どおり査定結果を受けてございます。

なお、最低は、その上の中山地区の25万2,000円になっておりますが、これは施設災害の15番と合併施行というようなことで、150メートル以内は一緒に計上することができるということなもので、こういうふうになってきてございます。

それと、災害の採択基準ですが、いろいろございますが、基本的には被害復旧金額が40万円以上、こういうことが条件でございまして、また、その要件といたしまして、降雨の場合の降雨量、また水害の場合はその水をはかるポイントが河川には要所要所ございますが、そこで警戒水位を超えて被災した場合と、さまざまな区分がございますので、そのようなことでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

それと申しおくれました。補正予算でも計上してございますが、あらかじめの予算につきましては、4月の臨時議会に計上してございまして、今回、補正で計上いたしましたのは、主に市の単独分40万円以下の国庫補助の対象にならない。そういうものについて重点的に措置したものでございますので、4月の議会の補正と今回の損益通算しないとなかなかわからないというのがございますので、そのようなことでご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 31件中、最高が870万円、最低は2つの案件が合体してやられているその上の部分だという説明であります、その額はお聞きできませんでした。

そうしますと、この後出ます平成23年度の補正の額の数字とは一体には読む形ではない。当初予算と行ったり来たりがあるということですね。それはわかりました。

とりあえずその1点、お願いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。最低は、先に申し上げました871万5,000円の欄の上の段の215分の517という、この道路分の25万2,000円なのでございますが、これはその前のページの中山というところがありまして、215分の15の畑、これと一体的にやるというようなことで、施行は一体でやるんですが、この道路分の査定につきましては25万2,000円というようなことで査定を受けております。

ただ、道路と畑という地目が違いますので、そのような査定になるんですが、工事的には一体でやる。ちょっと複雑なのでございますが、そのようなことでご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） そうしますと、片方は25万円でも、その前の畑の部分が合算するの

で基準の40万円を超えるので採択されたということですね。

なお、先ほどちょっと触れられたのかなと思いますが、確かに聞き取っていなかったので重複するかもしれませんが、国庫補助が100%のものがあれば低いものもある。おおむね80%ぐらい見込めるんだというお話であります。補正のほうには国、県の支出金が全然載っておりませんが、確定した段階で補正のほうに載せるということで、現在は市のとりあえず工事に要する支出のほうだけを載せたという解釈でよろしいのでしょうか。その点だけあります。

なお、そのほかにも台風災害による被害等が出ているのがあります。今後の対応もお願いせざるを得ないのかなと思っておりますが、それも可能だと思いますので、一応それも確認させていただければと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。今回の国庫補助金につきましては、今回の補正では計上してございませんが、4月26日の臨時議会で総額8,217万円ほど災害復旧、農林のほうで措置してございまして、その中の国庫で5,040万円ほど措置してございますので、今回の補正分と4月の分を合算した中で国庫補助金等は措置してある。このようにご理解を賜りたいと存じます。

4月に措置してございますので、既に国庫補助分については歳入で見込んであるということでございます。100%ではございません。おおむね8割相当分というようなことで見込んでございます。額が確定するのは2年後でございます。

その他の災害対応というようなことでございますが、市でも単独の災害の補助金交付規定がございますので、そのようなことで現状を把握いたしまして適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 2点ほどお伺いいたします。ただいまの担当課長の説明でちょっと理解できなかった部分があるものですから、まず、お伺いいたします。

今回は、合わせて31カ所になるわけですが、その予算措置は4月26日の臨時議会と今回のこれから出てくる補正予算の中で、予算のほうは計上してあるということですね。その予算措置上からお伺いしたいんですが、今現在の予算上は国、県、市の負担、地元負担は10%だそうですが、国と県と市の負担割合についてお伺いをいたします。現在の予算上です、これ

から変わってくるかもしれません。それが1つ。

それともう一つ、4月26日も12カ所分はもう既に議決をされていますが、このときの説明によりますと、4,050万円の事業費と聞いておりますが、これらについてはもう全部執行済みなんでしょうか、以上お伺いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。今回のこの後ご審議賜ります補正予算を一応含んだ財源内訳というようなことでお答え申し上げますが、その内訳総額は国庫が5,040万円、地方債で500万円、その他が630万円でございます。一般財源2,476万5,000円、合計いたしまして7,771万8,000円が災害にかかわります4月と今回の分の合算の総トータル金額になります。

それで、お尋ねの12カ所分、4,050万円の執行済みか否かの件でございます。これにつきましては、急いでやる工事、応急仮工事と応急本工事の2種類を4月のときに出ささせていただきます、既に国の査定を受けまして工事については全部執行済みで完了してございます。

ただ、その中で、応急仮工事につきましては、あくまでも応急ですので収穫完了後に再度本工事をやるという箇所もございますので、応急仮工事については2段構えというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 市の負担が2,476万5,000円ですね。これは率にしますと市の負担割合は何%とみなしているんでしょうか。これ1点だけお伺いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） この一般財源の分につきましては、市の単独の災害関係もありますので、一概には明確な区分は今の時点ではできかねますので、もう少しお時間をちょうだいしたいと思います。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第13 議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第15号 財産の取得について

○議長（滝田志孝） 日程第14 議案第15号 財産の取得についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第15号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市消防団第1分団第2部（屋敷・元田）および第7分団第5部（鴻野山・芦生沢・こぶし台）の消防ポンプ自動車を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

第1分団第2部の消防ポンプ自動車は、昭和63年3月に取得し23年が経過をし、第7分団第5部は、平成2年10月に取得し21年が経過をいたしており、老朽化が著しいため、国の市町村合併推進体制整備費補助金を活用して更新をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） ただいま上程となりました財産の取得について補足説明をさせていただきます。

消防自動車の購入につきましては、従来から経年数、自動車の老朽化等、このようなことを勘案しながら、毎年2台程度、順次年次計画に基づきまして整備を進めているものでございます。今年度につきましては、ただいま市長提案理由のとおり、整備の年次計画に基づきまして1の2、それから7の5の2地区の消防自動車の更新を行うものでございます。2台一括契約でございまして、予定価格が2,000万円を超えるということから、議会の議決を求めるものでございます。

消防自動車につきましては、昨年度整備いたしました4の5、大桶・白久、それから7の5、大金・東原・小河原・高瀬、これらで更新したものと同程度のCD1型、3トントラックのダブルキャブ、6人乗りの前が平らなものの消防自動車という形になります。ポンプの性能につきましても、昨年度と同様にA2級高性能ポンプという形になっております。なお、型は同じでありますけれども、1の2の消防自動車につきましては、圧縮空気泡消火装置搭載型という形で、600リットルの水槽を装備しているということになります。

本案がご可決いただければ、当該日を本契約という形になるものでございまして、納期につきましては車検の関係もございまして、1の2屋敷・元田につきましては、平成24年3月4日納品ということで準備を進めております。なお、7の5につきましては、平成24年3月18日納品ということで予定をしております、それぞれ即日に納品になり次第、各部のほうに配備をしまして、その日から活動をお願いすることになっているところでございます。

以上で補足説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 3点ほどお伺いいたします。今回の自動車の購入については、別に異議を唱えるものではございませんが、その関連から皆さんの状況を少々いただきました。この7社による指名がありまして3社が辞退ということでございまして、依然この辞退した3社に対しまして、今までもそういう辞退ということがあったのかどうか。今回、どんな理由なのか1点お伺いします。

毎年2台程度入れかえるということでございますが、大きく見て消防団は再編もされまして大変すっきりした形になっておりますが、この自動車ポンプ、点検にいくとすばらしい自動車ポンプが並んでおります。大変那須烏山市はすばらしいなと思うんですが、いろいろな部で今

度はまとまりましたので、自動車ポンプに関しましても大きいものを並べるのではなくて、その実情に合った、その部その部の中で自動車ポンプの購入に対しても新たな考え方もいいのではないかなと、私はずっと思っているんですが、その辺の考え方をちょっとお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今回は7社指名いたしまして、3社辞退、4社の入札という形になっておりますが、昨年度は6社指名して、6社から入札応募がありました。今回、納期の関係、それからどうしても車種の関係で、うちのほうではどうしても間に合わないということから、3社事前に辞退があったということでありまして、タンクの関係もあって納期がちょっと足りなかったかなという形かと推測をしているところでございます。

それから、消防自動車の購入計画、これもご指摘のとおりでございますが、ここ平成26年度ぐらいまではある程度の地区指定、ここらの年数で計画をしていこうというような整備計画が整っているところでございますが、毎年、その当該地区消防団、部のほうとも打ち合わせをしつつ、いろいろ要望を聞いたり、こちらからもだんだんこういうふうに集約もする必要もあるということで説明していますが、どうしても今までの持っているものと同等規模のものの希望というか、そういうことがあって使いなれているというようなこともあって、どうしても希望がそちらに行く形が多くて、小さい規模とか、なかなか説明の段階でもまとまらないというのが現実であります。

ただ、今後、前にも触れましたけれども、将来的に団の統合とかそういうものを見すえて、今41部あります。41台、今後ともずっと整備するのではなくて、将来的にはそういう整理統合も進めつつ整備をしていく必要があるだろうということは、地区の説明の中でも触れているところでございますので、今後ともそのように意を用いていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 市から指名されるのというのは大変光栄なことなんですよね。そういう中で辞退をするというのは、非常に私たちは考えられないぐらい不都合な点が多いのではないかなと思うんです。指名をもらえるというのは大変なことだと思うんです。そういう面も含めて、こういう辞退した人は今後とも指名するのかなどうか。その点1点。

あと最後の件ですが、消防の再編にあたって、やはり消防自動車も含めて大きな意味でも見直すというか、そういう時期にも来ているのかなと思いますので、古くなったから同じものを買うのではなくて、新たな考え方の中で那須烏山市の消防団のあり方を再度議論していただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かに指名するからには入札可能な業者を指名しているわけがありますので、辞退ということはこちらも想定していないところでございますが、何らかのペナルティーも考える必要はあるんだろう。ただ、今後につきましては、指名選考委員会その他にも図りつつ、適切に対応していきたいと考えております。

それから、今後消防自動車のあり方、何回もご指摘いただいています。十分検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） ただいま佐藤昇市議員からもちょっと話が出ましたが、辞退する会社が3社、これは間に合わないとかさまざまな理由がもちろんあるかとは思いますが、ことしは原発の関係で電気の需要がいろいろございまして、長期夏休みを取るといような企業があったそうでございます。そして、入札年月日が8月17日ということで、非常に長い夏休みの中のところだったということで、何でこういうふうな入札をするんだろうというのをちょっと耳にしたことでございます。ですから、この入札をする時期、その他、今の現状をかんがみてやるということも必要ではないかと考えますが、いかがでございましょうか。答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かにお盆明けの忙しい時期だったということは認識してございます。消防自動車機装にもそれなりの日数がかかりまして、昨年度は10月臨時でこの契約をお願いして、何とかぎりぎり間に合ったというような反省も踏まえて、何とか今回の入札契約につきましては、9月定例会に間に合わせて、車検の関係もございまして、3月までには納品をしていただかなければならないということもございまして、このような日程になったということでご理解いただきたいと思います。

今後とも、毎年当初予算で計上し、納期の部分から言うと、12月では3カ月しかございません。10月臨時議会を改めて開いていただくのにも期間が4カ月、5カ月ということになりますので、どうしてもこの時期にならざるを得ない。お盆前にやれるような形、たまたま今回はご指摘いただいたような電気の関係とかお盆休みとかが重なってしまったというようなこともありますので、今後なるべくそういう時期にぶつからないようには注意しながら、入札執行も進めてまいりたいと考えております。

○3番（渋井由放） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいま上程中の議案第15号の消防自動車の関係ですが、ただいま佐藤議員のほうからも質問がありましたが、この消防自動車の今後の見直しですね、これを私はしていく必要があるかと思えます。

今はほとんど大型ですが、軽自動車の消防自動車、これが大分普及してきているんです。県内の自動車販売会社でも既に軽自動車の消防自動車を販売している。注文で間に合わないという状況になっているようでございます。軽だと非常に小回りがきく。狭いところでも入ってくる。しかも、性能が大体同じだと言うんですね。そういう点で非常に需要が高まってくるし、これからどんどんふえてくるだろうということが言われております。

そういう観点から、ひとつ今後の自動車の見直しも必要ではないかと私も思いますので、その点、また再度お願いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 団の統合も含めてだんだん自動車の縮減というのは、これはもちろん進めていかなければならないことだと思っておりますが、消防自動車の縮小というか小規模なというようなことで、これは前回もご意見をいただいているような気がしますので、ただ、先ほども触れましたように、毎回事前に関係団、部と協議をしているんですけども、どうしても今までの使い勝手というか、そういうものになってきますので、十分うちのほうでも小さいものの機能、性能、これは十分調べて、それらも事前に提示できるように今後していきたいと考えております。ただ、どうしてもその団の意向といったものもございますので、なかなかスムーズにはいかないのが現実でもあるということをご理解いただければと。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） これは性能は全く同じだと言うんですね、ほとんど変わらないと言うんですよ。ですから、ぜひひとつ、これらのことを踏まえて消防団とも十分協議を重ねて、そのような見直しをしていく必要があると思えますので、ひとつご検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（滝田志孝） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第14 議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（滝田志孝） 次に、第1号から一括上程しますので、ここで休憩をいたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時02分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第15 議案第1号から日程第19 議案第5号までの平成23年度那須烏山市一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算の5議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

◎日程第15 議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）
について

◎日程第16 議案第2号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第17 議案第3号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第18 議案第4号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第19 議案第5号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（滝田志孝） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算第4号についてであります。本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ3億8,375万3,000円を増額して、補正後の予算総額を144億5,468万6,000円とするものであります。

今回は、国、県補助金の追加決定及び雇用支援対策及び災害復旧対策など、速やかに対処すべき事務、事業等が生じたことから、補正予算を編成したところでございます。

内容につき、ご説明を申し上げます。まず、歳出でございます。総務費は、コミュニティ助成事業に係る経費及び緊急雇用創出事業を活用した行政文書の整理のための臨時職員、会計業務事務補助員を各1名、10月から6カ月間雇用する経費を計上いたしました。また、烏山、南那須両庁舎を初め市有施設の管理及び修繕、整備費など緊急性、必要性を重視し、予算計上いたしました。

民生費でございます。就労継続支援施設（あすなろ作業所）の新築工事の国庫補助内示に伴います予算の振替措置、社会福祉事業への寄附金による基金積立金等を計上いたしております。また、保育料滞納整理事業といたしまして、緊急雇用創出事業を活用した臨時職員1名を雇用するほか、災害救助費として仮設住宅に係る浄化槽の維持管理費を計上いたしております。

衛生費は、がん検診推進事業経費の追加及び被災家屋のがれき処理事務のため、緊急雇用創出事業を活用した臨時職員1名を雇用するものでございます。

労働費は、緊急雇用創出事業費補助金を活用した公募提案型緊急雇用創出事業の予算を組みかえ、新たに6名の臨時職員の雇用を図るものでございます。

農林水産業費は、農業者戸別所得保障制度推進事業費の追加及び新たに東日本大震災農業生産対策事業費補助金を計上いたしております。当該補助金はJA那須南が事業主体となり、藤田のライスセンターやナシ、トマト選果場の再編整備を行うものでございます。

また、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業補助金といたしまして、農業用排水施設整備

のための経費を計上いたしました。

土木費は、道路維持管理費の業務委託料の追加及び市内各公園施設の管理費等を計上いたしております。

消防費は、新たに被災工場等敷地復旧工事助成金及び農業用施設等復旧助成金を創設をいたしましたことから、震災に伴う市内工場等の敷地復旧工事、ナシ棚の復旧、畜産施設等への自家発電施設の導入に係る助成金を交付するための経費を計上いたしております。

教育費は、小学校用教材費の購入費、自治会設置公民館施設整備費として興野集会所の改修、こぶし台コミュニティセンターの改築に係る経費を計上いたしました。また、震災の影響により、今年度実施予定の中国青海省訪問事業及びメノモニー市訪問事業の中止による減額補正などがございます。

災害復旧費は、農林業用施設復旧事業費といたしまして、国の補助対象とならなかったものについて、県単独、市単独事業で対応するための予算計上であります。そのほか、にこにこ、七合、すくすく保育園及びつくし幼稚園など公共施設の修繕、復旧工事の予算を計上いたしました。

次に、歳入の主な内容を申し上げます。平成22年度決算の確定に伴う介護保険特別会計繰入金などのほか、市債として臨時財政対策債の今年度発行可能額を計上いたしました。

寄附金のうち、社会福祉事業費寄附金は、栃木県街商協同組合代表永井一博様、2名の匿名様からであります。図書館寄附金は、図書購入費といたしまして、烏山ロータリークラブ様から、図書館振興基金は1名の匿名様からであります。ふるさと応援寄附金を埒 義和様、2名の匿名様からであり、それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をいたしております。ご芳志に対して深く敬意を表し、ご報告申し上げます。なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第2号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、国民健康保険特別会計予算事業勘定の歳入歳出をそれぞれ804万6,000円増額し、補正後の予算総額を34億8,514万6,000円とするものであります。

主な内容は、震災に伴う国の災害臨時特例補助金を活用し、半壊、全壊世帯の医療機関窓口負担を免除する経費であり、財源は全額国庫支出金であります。

また、平成22年度出産育児一時金補助金の精算に伴う国及び一般会計への返還金を計上いたしました。財源は、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

なお、本案は国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

議案第3号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ2,596万9,000円を増額し、補正

後の予算総額23億996万9,000円とするものであります。

主な内容は、前年度の介護給付費及び地域支援事業の実績に伴う国、県支出金及び一般会計の歳入額の精査によるものであります。また、震災被災者に対する介護保険料や介護給付費等の減免にかかる介護保険災害臨時特例補助金、不足が見込まれる介護給付費など、所要額を計上したものであります。なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第4号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計の歳入歳出額をそれぞれ1,198万3,000円増額し、補正後の予算総額を1億1,603万2,000円とするものであります。

主な内容は、震災や老朽化に伴う施設の修繕及び取替工事費用、烏山土木事務所起工国庫補助砂防工事に伴う県道牧野大沢線埋設水道管の布設替工事に係る所要額を計上したものであります。なお、財源は、繰越金、一般会計繰入金及び補償費をもって措置をいたしました。

議案第5号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算第4号についてであります。本案は、水道事業会計予算の収益的支出を468万円を増額し、補正後の予算総額5億2,201万7,000円とするものであります。

主な内容は、震災等により破損いたしました大金台浄水場及び水道庁舎の修繕費用であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで一括提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 一般会計関連で何点か質問したいと思います。

先ほど議案第14号で、農地農業用施設災害復旧事業費ということで31件で総額6,226万7,000円ということだったんですが、同僚議員のほうから財源内訳みたいな質問をされまして、国の補助が5,640万円で地方債が500万円、その他が630万円、これは受益者負担なのかなということなんだけれども、あとは一般会計から2,474万5,000円と、合計で7,711万8,000円。

そうすると、その間に1,485万1,000円、差額が生じるんですけども、これがいわゆる国の査定が受けられなかったものを市独自で復旧する。こういうものの金額なのかなというふうに思われるんですけども、この補正予算の説明書の中で、その辺はどの辺に載ってい

るのか。一部だろうと思いますが、これまでの補正予算等でそういう点についても予算措置はしてあるのかもしれませんが、私が聞きたいのは、先ほどやった国の査定を受けられた31件以外の総額40万円以下のものの市独自で復旧するものの内容がどこに載っているのか、説明をいただきたいというふうに思います。

次に、15ページですけれども、子ども手当給付費というのが126万4,000円というふうに載っております。菅政権のもとでなかなか法案が通らなくなったという中で、3党合意のような形で今までやってきた政策の見直しという合意をされまして、その中にもこの子ども手当をやめて児童手当に切りかえるというような方針を出されたやに思うんですけれども、今年度は子ども手当、給付をされると思うんですが、これは10月いっぱいまでなのかな。

それ以後、児童手当に切りかえるということで、地方自治体にとっては大変なとんでもないことなんだけれども、その辺、まだまだ詳細について国、県のほうから指導がされているのかどうかわかりませんが、子ども手当を廃止して児童手当に切りかえるということでの対策と段取りはどのようにされているのか、ご説明をいただければと思います。

先ほど緊急雇用創出事業の関係で、庁内のいろいろなところで臨時雇用をやって、そういう労務を賄うということではありますが、16ページには労働費ということで雇用対策事業費が571万5,000円減額になっているんですよね。これは、この労働費をここで振り分けて別なところに振り分けたという理解でよろしいのかどうか。それとも、この労働費そのものの緊急雇用創出事業は補助金がこれだけなくなったということなのかどうか。この辺の説明をお願いしたいと思います。

あと、最後のほうなんですけど、21ページから22ページにかけて、11款の災害復旧費という款が出ていますけれども、農地農業用施設、その下が林業用施設、その下が土木災害復旧費。その裏のページには民生施設災害復旧費、そして公立学校施設災害復旧費、そしてその他公共用施設災害復旧費ということで、同じ款なんですけど、このようにいろいろと分かれているんですけれども、この辺、それぞれの事業の中身が違うんだと思いますが、同じ款の中でこういうふうに1、2、3、4、5、6とやれないのか。別な担当課なので、災害復旧事業費でも、款は一緒でもそれぞれの復旧事業が別なので、このように分けたということなのか。ちょっとその中身についてご説明をお願いしたいと思います。

あわせて19ページの消防費ですけれども、ここにも災害復旧事業費ということで2,941万8,000円というふうにあります。この辺についても同じ災害復旧なんだけれども、いろいろな形で分かれておりますので、ちょっと説明がないと理解できませんので、その辺の説明をひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。今回の市の単独事業等につきましては、今、ご質問のとおり、市の災害復旧事業の2分の1補助というようなことで措置してございまして、ご指摘のとおり40万円以下、国庫補助対象の土俵に上がらなかったものについて措置したものでございます。

林道関係につきましては、従来修繕費で措置していたものが、今回4件の林道につきまして県の補助に該当することになりましたので、そのため災害復旧工事費に組みかえたものでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、15ページ、子ども手当の給付費関係、お問い合わせがございました。これは議員ご指摘のとおり、本年の10月から子ども手当が制度改正されます。金額が一律1万3,000円から3歳未満が1万5,000円、3歳から小学生まで1万円、第3子につきましては1万5,000円、中学生は1万円と、そういった制度改正になります。

今後の段取りでございますが、今、県を通して国から情報が参っております。それで、今回の中身的なものを担当者の説明会が今月の末に県のほうで予定をされております。そちらに担当者が出席をいたして情報を収集してまいりたいと考えております。

また、あわせて、今回の9月補正におきまして、こちらの先ほどのページの中に委託料105万円が計上されておりますが、これは手当のシステム改修費を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。まず、緊急雇用対策571万5,000円の減額なんですけど、これらにつきましては、今回、当初予定した私どもの持っている公募型提案のほうですね。これらの収入財源が多少残っているということございまして、今回、新たに一般の緊急雇用対策を6課で実施計画が出てきたということで、その分を財源振替をしております。

この予算書のページなんですけど、まず、13ページの緊急雇用創出事業補助金、ここが103万2,000円ほどこちらに充てております。次の中段の会計管理費、ここに98万2,000円があろうかと思いますが、この金額を充当しております。

次に、15ページの緊急雇用創出事業補助金ということで、ここの賃金分、28万8,

000円、次に同じく15ページの児童福祉費のここにあります緊急雇用創出事業補助金ということで109万8,000円、最後になりますが16ページの衛生費の巡回処理関係の共済費賃金等で105万5,000円ということで、財源を振り替えしております。

あと関連しまして、先ほど災害復旧の19ページの2,900万円の中に、私ども商工観光課関係の今回災害の関係で、いわゆる工場等敷地復旧助成金ということで、この2,900万円の中に1,500万円を私どもの工場敷地等の補助金として計上しております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、11款の災害復旧事業費のほうの款項目の区分でございますけれども、款項につきましては、地方自治法の施行規則のほうに定められておりますので、それに準じた形で設定をさせていただいております。この区分につきましては、それぞれの施設の性質に応じてそれぞれ款が設定されているものでございます。

1項の農林水産業施設復旧費から5項のその他公共施設災害復旧費、こちらの区分につきましては、地方自治法施行規則に基づきまして設定をしているものでございます。

それから、19ページに9款の1項5目災害対策費がございますけれども、こちらにつきましては、11款が主に公共的施設の復旧に要する費用でございますが、こちらの9款につきましては災害対策に要する費用ということで、先ほど商工観光課長のほうからも話がございましたが、被災工場、宅地の今回新たな制度設定された支援金でございます。

その前に4月の補正で予算措置させていただきましてけれども、被災住宅の復興支援金、被災宅地の助成金もこちらの目に予算措置させていただいております。なお、あわせて、今回、農業施設等の被災助成金についても、こちらの目に予算措置させていただいておりますけれども、一般の民間の災害復旧に対する支援制度、こちらについてはこの目に一括予算措置をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 先ほど緊急雇用の関係で1点漏れましたので、追加説明させていただきます。20ページの公民館費もここにあります緊急雇用創出事業で共済費と賃金について99万円を振り替えしております。済みませんでした。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 19ページの消防費の災害対策費2,941万8,000円、先ほど商工のほうの工場敷地、農業施設という説明がありました。このうち、この委託料の31万2,000円、これが総務課のほうの管轄なものですから、一言説明しておかないと

思いまして、これは被災宅地の調査、建築士さん方に調査を依頼して、今までもずっと調査をしているところなんですけど、まだまだ2次被害調査とかそういうことがありますので、あと10日分ぐらい見ていまして、31万2,000円ほど追加で計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そうしますと、19ページ、災害復旧事業費の2,941万8,000円の中に商工観光課関連の工場等の復旧助成金並びに農業施設の復旧事業費、これは2分の1助成ですかね、が入っているということですよね。

それで、先ほど私、7,711万8,000円の中で、今回の31件が6,226万7,000円なので、その差額が1,400万円弱ある。この1,400万円が歳出ではこの中に40万円以下の事業ということで入っているという理解でいいのかな。その辺がちょっとわかりませんでしたので。

それと、40万円以下の農地農業用施設災害復旧関係の件数、これは何件あるのか。それも説明がなかったものですから、もう一度ご説明をいただきたいと思ひます。

さらに、子ども手当については、委託料で105万円、これがシステム改修費だということですね。実際に今、児童手当を受け取っている子供の人数、世帯数がわかればお願ひします。そして、これが児童手当に変わると、件数が減るのか減らないのか。その辺についての見通しについてもお願ひします。そのシステム改修費については、当然国がもつものではないかなと私は思うんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。ご説明をお願ひしたいと思ひます。

21ページから22ページについてのさまざまな復旧事業費がありますけれども、これについて説明をいただければなというふうに思うんですが、これがさっき言った内容なのか、それとも林業用施設災害復旧については4件だけ国の査定に乗ったというようなことなので、これは別にこういうふうになったのか。ちょっとその辺がわかりませんので、21ページ、22ページの災害復旧事業費の中身、どんなことをやるのか、もう1回説明をお願ひします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。市の単独の災害関係の復旧につきましては40件ほどでございます。その内訳、予算措置は21ページの災害復旧費、11款の1目の農地農業用施設災害復旧費の補助金19節の420万4,000円の中に措置されてございますが、4月議会で300万円ほど措置してございますので、そちらと合わせた合算というふうなことでご理解を賜りたいと存じます。

それと、林業関係の工事費関係780万円ほどの予算措置でございますが、これは4路線に

ついて災害の補助の対象になったものでございますので、これも4月の臨時議会で修繕費で措置しておりました分をこちらに回して、再度災害査定を受けました黒尾上埜線についてさらなる災害査定で増額が認められたもので、その措置をするということでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、子ども手当の関連で説明を申し上げたいと思います。人数についてのお問い合わせがございましたが、ちょっと手持ちに資料がございませんが、本年度平成22年度の行財政報告にございますように、約3,000人弱程度というふうに認識をしております。

今後、先ほど言いました10月からシステムといいますか、制度が改正することによって人数が変わるのかということでお問い合わせがございますが、その件に関しましては、所得の制限区分といいますか、それは平成24年の4月からになりますので、当面6カ月間、それにつきましては、人数の変更はある予定はございません。あくまで転入、転出の関係の児童の変更はございますが、変更はございません。

それから、システム改修費用の国、県の負担分のお問い合わせがございますが、これにつきましては、今回、歳入の県支出金だと思いますが、10ページの15款県支出金2項の県補助金、民生費県補助金、3目の児童福祉費補助金、説明のほうに安心こども対策特別事業費補助金105万円ほど計上してございます。10割補助でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 私のほうから先ほどの質問ありました21ページの災害復旧費土木施設災害復旧費の内容について、ご説明させていただきます。

市道大赤根逆川線の復旧工事費の科目替えでございます。当路線は大変盛り土工事が大きいものですから、土質を調査した結果、のり勾配を1割5分から2割に変更しなければ、路体もたないということなものですから、用地の買収ということが内容でございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、続きまして災害復旧費の22ページの民生費施設災害復旧費、それから公立学校施設災害復旧費につきまして、説明を申し上げます。

主な内容につきましては、にこにこ保育園、七合保育園、これは災害復旧費で6月で補正を計上させていただきました。詳細設計をしたところ、約100万円ほど工事費が足りないということで、今回差額補正をさせていただいております。

それから、公立学校施設関係でございます。これはつくし幼稚園になります。4歳児、5歳児と遊戯室、あと駐車場関係ですね。そういったクラックの修理ということで今回工事請負費を500万円計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） その他の公共施設の関係で118万9,000円ほど計上してございます。これは庁舎の修理関係でございます。南那須庁舎、建具とか天井板が傷んでいきますので、その補修、壁のクラック関係、余震関係で膨らんできたものもございまして、それを一括して修理する。合わせて118万9,000円というものでございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そうしますと、先ほどまで戻るんですけども、消防費の災害対策費2,900万円の話、これの商工関係の工場等の復旧助成金が1,500万円、残りの1,400万円は何でしょうかという話になってしまう。先ほど農林関係の復旧事業費だということだったんですが、この31件のほうの復旧費なんでしょう。それとも全く違う内容なのか、説明を聞くべきことがわからなくなっちゃうので、わかりやすいようにしてください。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 答弁が輻輳して申しわけございません。この残りの1,400万円につきましては、農業用施設の被災農地用のナシ棚、自家発電設備、そういったものについての補助金でございます。1,400万円を措置してございます。ナシ棚については8件、自家発電についてはある程度の概算で見えておりますが、まだ確定はしていないという状況でございます。2分の1と自家発電が4分の1でございます。

○17番（平塚英教） わかりました。以上です。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 大分時間も過ぎていて申しわけありません。前もって事務局のほうへは質問状の内容については出しておりますので、手短にお願いいたします。

まず、一般会計の補正予算の歳入ですが、10ページの15款2項2目に老人福祉補助金、地域支え合い体制づくりの補助金が308万5,000円ありますが、これは支出目的、どこで何に使うのか、これが1点です。

次に、15款4項の農業費補助金の震災生産対策補助金、これは17ページの農業費のほうにも載っておりますが、これは具体的にライスセンターとか言っていたんですが、これをもう少し詳しく教えてください。

11ページの17款1項なんですが、社会福祉費補助金の401万円、これについてももう一度ご説明をいただきます。

12ページの20款5項3目の雑入のコミュニティ助成事業250万円、これについてもお伺いをいたします。

次に支出ですが、13ページの2款1項1目、ここに緊急雇用創出事業費の補助金がありますね。これは失業者の雇用を支援するための国県の補助金かと思いましたが。これを利用して、市が臨時職員を採用し使っている場合には、これは問題なく目的どおりに使われていると思いますが、過日の新聞を見ますと、これを利用した民間の業者が、本来はただいま私が申し上げましたとおり、新たに社員を雇用し、その社員のための給与にすればいいんですが、もともといる社員の給与に支払った。結局は不正な支払いをしたということで新聞にも報道されております。これはさくら市のほうでもそういうようなことで被害があったそうなんですが、私のほうではこういった例があるとすれば、どのような方法でこの内容を審査をしているのか、お伺いいたします。

それに、17ページの6款1項、戦略作物生産拡大関連事業で1,650万円、これは何を買おうしているのかお願いします。

次に、国民健康保険特別会計のほうですが、5ページの4款2項に国保災害臨時特別補助金628万1,000円です。これは、何か税の減免分か何かを補助金として交付されるのかどうか。

最後にもう1点、水道事業会計の2款1項のほうで、大金台浄水場修繕、これは先ほどの市長説明によりますと、震災による復旧である。これはわかりました。ならば、もう1点、水道庁舎で270万円の修繕が上がっておりますが、これは何のための支出なのか。

以上です。手短にお願いします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 10ページの老人福祉費補助金で、地域支え合い体制づくり補助金についてのご質問がございました。これの支出につきましては、15ページの高齢者福祉費の中にあります在宅高齢者支援事業になります。この財源内訳を見ていただきますと、国県支出金が337万3,000円で、その他の財源が195万5,000円減ということになります。その195万5,000円は歳入の雑入にございます12ページの雑入の中の長寿社会づくり事業交付金の191万6,000円と、その上の健康教室負担金の3万9,000円がその他の減になります。

これは多機能型福祉施設の事業としまして当初予算で計上しまして、長寿社会づくり事業を申請していましたが、不採択になった代替措置としまして県のほうによく相談しましたら、

県のほうの10分の10の補助があるという情報を得まして、そちらに財源振り替えて多機能型福祉施設事業を行うとともに、15ページの高齢者福祉の19節の100万円につきまして、高齢者等の生きがい活動拠点施設整備ということで、大木須集会所の施設を整備していただきまして、現在月1回やっておりますいきいきふれあいサロンを週1回程度、来年度から実施していただくための拠点整備の補助金として活用するというので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、11ページの社会福祉施設寄附金につきましては、市長の提案理由の中にもございましたが、400万円の方が1件、これは匿名でございます。そのほかに街商協同組合から1万円の寄附がございまして、その2件の寄附で401万円でございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 補正予算書の17ページ、農林水産業費の3目の農業振興費の19節補助金の中の東日本大震災農業生産対策事業費2億7,165万6,000円でございます。これにつきましては、国の第1次震災対策の補正で予算措置がなされたものでございまして、東日本大震災によりまして、農業用施設、営農用器材などに被害を受けた地域における農業生産の復興を支援するための措置でございまして、今回、JA那須南で中山のナシ選果場、小川にありますナシ選果場がともに被災いたしまして国の査定を受けたところでございますが、そういう中で今後集約を図っていくために1カ所にまとめるということで、選果場をつくる。そのための国の補助金でございます。

続きまして、農地費の中の戦略作物生産拡大事業でございます。これは水田の米の生産調整関係、ずっと続いてございますが、そういう中で、水田利活用自給力活用事業というのがございまして、やはり販売に寄与するような作物をつくっていくことがこれからの地域農業を考えた場合、大変重要である。そのためには、排水対策が一番喫緊の課題だということでございまして、排水対策をする、そういう事業でございます。

これは、本来なら、土地改良区がするべきものでございますが、この要項は平成23年度単発の事業でございまして、農業再生協議会に加入していないと、なかなかできないというようなことで、今回市が事業主体となって実施いたしまして、その受益を受ける土地改良区、小倉と掘り抜きでございまして、そこから受益者負担金徴収条例に基づいて25%分をいただいて、市が施行する。こういう排水対策事業でございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、12ページのコミュニティ助成事業助成金につき

まして、ご説明をさせていただきます。

この助成金につきましては、財団法人自治総合センターという法人がございしますが、こちらが宝くじの販売益金をもとに原資といたしまして、社会貢献活動ということで市町村の実施いたします集会施設の整備あるいはコミュニティ活動備品の整備、これらに助成をいただくものでございます。

平成23年度につきましては、鍛冶町自治会におきまして、自治会おはやし用の太鼓を新調いたしましたので、こちらのほうの事業費といたしまして助成を受けたものでございます。歳出につきましては、14ページの企画費の地域振興費のほうに予算を計上いたしまして、補助金として支出するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、私のほうから、今回の緊急雇用創出事業関係のただいま議員のほうから指摘がありました、今回、毎日新聞等に報道されましたさくら市の不正受領の件だと思っておりますが、私どもにつきましては、そういった不正受領はございません。うちのほうは、議員がおっしゃるとおり、各課でやっている雇用につきましては、本当に賃金ですので何ら問題はないんですが、ただ、各課でも最終的には確認しまして、委託金の精査を図っております。

問題は、いわゆる公募提案型関係の民間に委託した場合が今回の問題になっているのかなと思っております。私どもはこれらにつきましては、実績報告を求めております。それらに基づいて実績報告書と関係帳簿等を確認、検査を実施しているということで、不正がないように確認行為を厳しくやっております。最終的には、委託金はその精査によっては減額になるところもあります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 国民健康保険第1号補正予算について、ご質問がありました。国民健康保険災害臨時特例補助金についてでございます。3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により、住家の半壊以上の被災を申請した者に対し、国民健康保険法第44条第1項第2号の規定により、医療機関等での一部負担金の免除を平成24年2月29日まで行うよう、国から通知がござっております。

これら一部負担金の免除や国民健康保険税及び介護保険制度運営推進費の減免がある場合には、国庫補助金が交付されることになっております。ちなみに、平成23年7月末までの一部負担金免除申請の状況は90件で、34万4,130円であります。国民健康保険税の減免申

請は同年8月末で71件であります。

いずれにしても、災害申請はいまだ受け付け中であり、確定した数字はありませんので、これから精査を行い、再度補正をかける予定でありますのでよろしくお願いたします。なお、国民健康保険災害臨時特例補助金申請額は、国民健康保険税減税額分で530万円、介護保険制度運営推進費の保険料減免額分で75万円、一部負担金の免除分で23万1,000円で、合計628万1,000円でございます。

○議長（滝田志孝） 粟野上下水道課長。

○上下水道課長（粟野育夫） 水道庁舎修繕費270万円について、ご説明申し上げます。

この件につきましては、3月11日発生の震災にかかる修繕費でございます。これまで余震のため修繕を見合わせてきたものでございます。修繕内容でございますが、1階、2階のトイレ、男女なんですけれども、壁面のタイルの剥離、2階の会議室及び休憩室の天井の落下、一部壁の崩壊がありまして、それらにかかる修繕費用として270万円を提案したものでございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この緊急雇用創出事業による補助金ですが、先ほどの課長答弁によりますと、公募型により一般企業も利用しているようですね。これらについては、先ほども申したように、後で新聞報道されることのないように、十分注意をし、監督していただきたい。これは私の要望です。よろしくお願いたします。

終わります。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 先ほど東日本大震災にかかわる農業振興費の中で2億7,100万円、JAのライスセンターの修理、ナシ、トマト選果場の被害に伴っての新設というお話でありました。ライスセンターと選果場の事業費はそれぞれ幾らになるのか、お示しいただきたいと思っております。2つの事業費の内訳をお聞きしたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 藤田のライスセンターへの補助金分が800万円弱でございます。残りが選果場というようなこととなります。予算措置はこうでございますが、まだ、入札がされておられませんので、実行額で補助金を出すということで予定しておりますので、今後さらに減る見込みはございます。おおむねこのようなことで予定しております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） わかりました。ライスセンターは修理、2つの選果場が被害を受けた。

これに便乗して統合の補助金として出るということですね。以前、JAのほうからとっていた情報だと、災害に遭う前から選果場の統合は計画していたわけでありまして。場所も決めてやっていたようでありまして、事業費3億円なんぼ程度の話だったんですが、上限は1億円どまりぐらいしか見込めないですよという情報を得ていたということでありましてけれども、今度の災害に悪い言葉ですが便乗した形で、2つを1つにする事業にもってきて、こういった例えば800万円を引くと2億六千何がしの事業費が見込めるということになったと解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） はい。藤田のライスセンターにつきましては、この予算措置では952万円を措置してございまして、選果場につきましては、2つを統合し、2億6,208万6,000円ということで予算を措置してございます。議員お尋ねの集約化というようなことで事業説明をしておりますので、施設また機械類も大分被災してございますので、小異を捨て大同についてこのようなことになったということで、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） すこぶるうまくいった事業かなと思います。事前協議では上限1億円程度の補助金しか見込めないとお聞きしてましたので、本当にこれは災い転じて何とかということではよかったな。そういう解釈で間違いなければそれで結構です。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） これにつきましては、私ども毎日、農林省のホームページを見ておりますので、そういう中で予算措置がなされるという情報を事前にキャッチしておりましたので、いち早く動いた。そういうバックグラウンドがございまして。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第5号までの5議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第15 議案第1号 一般会計補正予算第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（滝田志孝） 休憩をいたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時17分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。日程第20 認定第1号 那須烏山市一般会計決算の認定についてから
日程第29 認定第10号 那須烏山市水道事業決算の認定については、いずれも平成22年
度決算でありますので、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第20 認定第1号 平成22年度那須烏山市一般会計決算の認定について
 - ◎日程第21 認定第2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第22 認定第3号 平成22年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
 - ◎日程第23 認定第4号 平成22年度那須烏山市老人保健特別会計決算の認定について
 - ◎日程第24 認定第5号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - ◎日程第25 認定第6号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第26 認定第7号 平成22年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第27 認定第8号 平成22年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第28 認定第9号 平成22年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第29 認定第10号 平成22年度那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（滝田志孝） よって、認定第1号から認定第10号の決算の認定について一括して
議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました認定第1号から認定第10号までの提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号 平成22年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算の認定についてであります。平成22年度は、那須烏山市総合計画3年目にあたりまして、ひかり輝くまちづくりの実現を目指した5つの重点施策を着実に推進するために、教育、福祉、医療、保健、安心、安全、環境など、市民の生活優先を基本とした予算を編成をし、積極的に各種事業の展開を図ったところでございます。

このような中、平成22年度の決算状況がまとまりました。歳入につきましては、世界的な金融経済危機によりまして、市税収入が昨年度に引き続き減収となる一方、市債につきましては、学校施設の耐震化及び道路網の整備等によりまして、合併特例債及び臨時財政対策債などが増額となっております。今後は、さらなる自主財源の確保のための税の収納対策等、なお一層の努力をしてまいり所存でございます。

歳出につきましては、合併関連経費や学校耐震化の実施、少子高齢化に伴う社会保障経費の増加など、引き続き厳しい財政運営を強いられております。しかしながら、住民に身近な行政サービスを提供する行政の役割は、ますます重要となっておりますことから、市といたしましては、一体感の醸成と均衡のある発展を図るためのまちづくりを目指しつつ、合併関連事業を積極的に実施をするとともに、定住促進、企業誘致対策、緊急経済対策事業を初めとした雇用対策、少子高齢化対策事業など、福祉の充実、学校耐震化対策を中心とする教育関連施設等を重点的に取り組んでまいりました。

また、3月11日に発生をいたしました東日本大震災では、甚大な被害を受けましたことから、一日も早い安心して暮らせるまちづくりを目指しながら、復旧、復興を図るとともに、安心、安全対策に全力で取り組むことといたしております。

平成22年度一般会計決算状況を申し上げます。歳入総額135億2,491万4,535円、前年度比にいたしまして1.6%増となりました。歳出総額129億479万2,015円、前年度比1.1%増となりました。歳入歳出差引額6億2,012万2,520円、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,927万7,000円、実質収支額5億84万5,520円であります。

決算処分といたしまして、財政調整基金への積立1億5,000万円、市有施設整備基金への積立が1億円、平成22年度への純繰越金は2億5,084万5,520円でございます。予算額に対する収入済率は99.4%でございます。支出済率は94.8%でございます。

歳入歳出状況につきましてご説明を申し上げます。歳入についてでございますが、市税は30億2,704万1,000円でございます。前年度比4,308万6,000円、1.4%の減であります。世界経済の低迷、金融危機の影響によりまして、市民税、固定資産税が減収

となったことが主な要因となります。地方譲与税や自動車取得税交付金につきましても、景気低迷により減額となりました。

地方交付税は、市税収入の補てん及び合併特例債償還など公債費の増額によるものが大きく、46億9,475万2,000円となりまして、3億7,595万円、8.7%の大幅な増額であります。

本市は合併団体のために、平成27年度まで10年間の特例措置といたしまして、一本算定と合併算定替を比較をいたしまして有利な額が交付されております。国庫支出金は公立学校施設整備費補助金の増があるものの、経済危機対策、地域活性化事業に伴う臨時交付金の減によりまして、対前年比2億3,983万8,000円、11.8%の減額となりました。

県支出金は、緊急雇用創出事業費補助金の増によりまして1億4,057万4,000円、18.4%の増額であります。

財産収入は、基金利子等の減額によるものでございまして、繰入金は財政調整基金の取り崩しを行っておりませんので、大幅な減額となりました。

市債は総額17億5,482万8,000円となりましたが、合併特例債、臨時財政対策債等の増によるものでございまして、3億5,762万8,000円、25.6%の増額となっております。

次に、歳出を申し上げます。2款総務費は、前年に比べまして大幅減となりましたが、財政調整基金積立金が前年度費約2億1,800万円の減となったほか、前年度の定額給付金事業費約4億7,880万円の皆減などが主な要因でございます。

なお、地域ICT利活用モデル構築整備事業によりますきずなプロジェクト及び定住促進奨励金事業等につきましては、引き続き実施をいたしました。

3款民生費の増につきましては、子ども手当給付事業の創設に伴う4億724万円の増及び社会福祉施設整備費1億4,600万円の増額が主な要因であります。子育て支援、子ども医療費助成、高齢者及び障がい者福祉支援対策につきましては、充実に努めてまいりました。

4款衛生費の主な内容は、水道事業会計繰出金、塵芥・し尿処理費、病院費などの広域行政事務組合負担金、浄化槽設置整備費及び健康診査事業費などであります。

5款労働費につきましては、新たな雇用対策事業といたしまして、緊急雇用創出事業に取り組んでまいりました。

6款農林水産業費の減につきましては、前年度の競争力強化生産総合対策事業費1億1,438万5,000円の皆減が主な要因であります。新規に民間企業と連携をした特産品開発事業等に取り組んだところであります。

7款商工費につきましては、中小企業振興資金貸付金を2,000万円増額し、地元企業、

商業経営を支援したところであります。また、企業誘致推進のための企業立地奨励金事業、市観光振興ビジョンに基づくまちなか観光ネットワーク事業、その他各種観光振興対策に取り組みました。

8款土木費につきましては、道整備交付金を活用いたしまして6路線、野上神長線、富士見台工業団地線、鴻野山小倉線、田野倉小倉線、谷浅見平野線、東原線、合併特例債を活用して6路線、これは志鳥東線、大桶小志鳥境線、熊田月次線、月次南大和久線、三ツ木松ノ木線、野上下境線の合わせて12路線の道路整備に取り組みました。そのほか、辺地道路整備事業1路線、田野倉曲畑線、単独事業といたしまして、都市計画街路公園通り線等の整備にも取り組んでおります。また、新たに橋梁長寿化修繕計画策定事業に取り組みまして、全体で1,360万8,000円の増となりました。

9款消防費につきましては、災害等の非常時に備え、消防施設、消防水利施設等の整備など市民の安心、安全対策に努めたところであります。

10款教育費は、4億7,585万3,000円、28%の大幅増となっておりますが、これは、烏山中学校校舎補強改修事業及び烏山小学校体育館改築事業が主な要因であります。また、給付方式によります奨学基金事業、英語コミュニケーション事業、サタデースクール、小学校低学年支援のための生活指導、学習指導職員や非常勤講師の配置など、学校教育支援対策に引き続き取り組みました。

さらに、継続事業といたしまして、烏山城跡確認調査事業及び長者ヶ平官衙遺跡保存事業等を実施し、B&G海洋センターの改修に伴う設計委託、烏山運動公園テニスコート改修等を実施いたしました。

11款災害復旧費は、東日本大震災に伴う災害復旧事業費であります。

12款公債費は、昨年繰上償還を実施した影響によりまして、元利償還金が13億5,365万4,000円と、1億5,867万1,000円の減額となりました。なお、3月31日現在的那須烏山市公有財産であります土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金の残高状況等につきましては、決算書に付属資料として添付をいたしました財産に関する調書のとおりであります。

次に、認定第2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算でございます。

国民健康保険の運営は年々厳しくなっておりますが、国民健康保険財政の健全な運営に意を用いながら、地域住民の医療の確保と健康増進に努めてまいりました。平成22年度の平均世帯数は5,280世帯、対前年同数であります。平均被保険者数は1万98人、対前年91人減であります。

国民健康保険特別会計は、事業勘定及び診療施設勘定の2つの勘定がありますので、まず、

事業勘定からご説明を申し上げます。歳入決算額35億8,177万3,592円、歳出決算額33億9,083万9,893円、歳入歳出差引残額は1億9,193万3,699円であります。このうち1億3,000万円を国民健康保険財政調整基金に積み立てをいたしました。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金であり、歳入の主なものは国民健康保険税、国、県支出金、前期高齢者交付金及び繰入金等であります。今後も厳しさが予想されます国民健康保険財政ではありますが、国民健康保険税の適正賦課と収納率向上対策並びに医療費適正化の推進になお一層努力し、健全経営に努めてまいる所存であります。

次に、診療施設勘定であります。歳入決算額1億5,906万6,314円、歳出決算額1億2,844万7,515円、歳入歳出差引残額は3,061万8,799円でございます。診療収入は、七合診療所における受診者数の増加に伴い、前年度比20.5%の増でありまして、受診者数も19.0%の増であります。

診療所は、地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがありますので、今後とも健全な運営に努めてまいる所存であります。

なお、本案は、那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

認定第3号であります。これは、熊田診療所特別会計であります。熊田診療所の運営は、地域医療の充実を第一に考え、健全運営に努めてまいりました。平成22年度の決算額は、歳入決算額5,631万8,301円、歳出決算額が4,894万1,099円、歳入歳出差引残額737万7,202円であります。このうち300万円を熊田診療所運営基金に積み立てました。

診療収入は、前年度比0.2%の減額でありまして、受診者数は1.9%の減であります。診療所といたしまして地域住民への果たす役割は大きいことから、今後とも経営努力を惜しまず、健全経営できるよう努めてまいる所存であります。

認定第4号であります。老人保健特別会計でございます。老人保健特別会計は旧老人保健法に基づき、平成20年3月以前分の診療報酬の再審査請求に係る医療給付費等の支払いと平成20年度老人医療給付費等負担金の再清算確定に伴う予算執行であります。

平成22年度の決算額、歳入決算額が863万6,810円、歳出決算額が826万3,583円、歳入歳出差引残額は37万3,227円あります。歳出の主なものは諸支出金で、支払基金や国庫、県費への償還金と一般会計繰出金でありまして、歳入の主なものは前年度繰越金であります。

次に、認定第5号 後期高齢者医療特別会計であります。施行後3年を経過いたしまして、制度の認知度も上がり、運営においても安定してきたところでございます。平成22年度の決

算額は、歳入決算額が2億6,529万3,070円、歳出決算額が2億6,294万7,150円、歳入歳出差引残額は234万5,920円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で、歳入の主なものは保険料及び一般会計繰入金であります。今後とも制度の円滑な運営を図るため、広域連合と連携を図り、市民への周知や円滑な窓口対応に努めてまいりたいと存じます。

認定第6号は介護保険特別会計であります。介護保険は第4期介護保険事業計画2年目を迎え、介護及び支援サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。平成23年3月末現在の要介護及び要支援認定者は1,341名でございまして、前年同期比1.8%の増であります。そのうち、1,117名、83.1%がサービスを利用いたしておりまして、在宅サービスの利用者73%、施設サービス利用者27%という状況でございます。

平成22年度の決算額は、歳入決算額が21億9,604万3,724円、歳出決算額が21億3,498万3,591円、歳入歳出差引残額は6,106万133円であります。このうち、3,700万円を介護給付費準備基金に積み立ていたしました。また、予算額に対する執行率は歳入100.2%、歳出97.5%であります。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国、県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち介護保険料の収入済額は3億1,687万3,239円、収入未済額は620万4,618円でございまして、収納率は98.1%であります。

国庫支出金、県支出金は介護給付費及び地域支援事業費にかかる負担金、交付金として交付をされたものであります。支払基金交付金は第2号被保険者の納付保険料が、介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。繰入金は市負担分及び職員給付費等を一般会計から繰り入れたものでございます。

歳出の主なものは、総務費は職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用であります。保険給付費は介護サービス等諸費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス費等であります。

地域支援事業費は介護予防事業費及び包括的支援事業・任意事業費として支出をいたしております。諸支出金は前年度実績による国、県等負担金償還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

高齢化は全国的に進行しておりますが、本市においては急速な高齢化とともに、要介護認定者数や保険給付費の増加が見込まれます。このために、高齢者が住みなれた地域で能力に応じて自立をした日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを中心としたサービスの一体化を進めながら、介護予防事業の充実に努めるとともに、高齢者や高齢者を取り巻く地

域の事情などを反映させた利用しやすいサービス体制の実現に努めてまいり所存であります。

認定第7号は農業集落排水事業特別会計であります。農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するために、興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来、施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に努めてまいりました。平成22年度末現在の水洗化率は80.14%であります。

決算額、歳入決算額が6,691万4,221円、歳出決算額6,103万9,629円、歳入歳出差引残額は587万4,592円であります。歳入の主なものは、農業集落排水使用料分担金、一般会計繰入金、市債等であり、歳出の主なものは建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

次に、認定第8号 下水道事業特別会計であります。下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的といたしまして、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用を開始いたしております。

以来、計画的に整備を進め、平成22年3月末で2地区合わせまして全体計画336ヘクタールのうち159.2ヘクタールの整備が終了して、整備率47.4%でございます。

平成22年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進等事業の推進に努めてまいりました。

決算額、歳入決算額が3億7,005万7,154円であります。歳出決算額は3億5,086万6,917円、歳入歳出差引残額は1,919万237円であります。歳入の主なものは下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等でありまして、歳出は、水処理センター維持管理費、管渠工事費及び建設事業に係る地方債の元利償還金等であります。建設改良につきましては、烏山処理区における管渠築造工事、舗装復旧工事、マンホール内ポンプ設備工事等でございます。

認定第9号は、簡易水道事業特別会計であります。建設改良につきましては、向田浄水場送水ポンプ取替工事及び上境地内配水管布設替工事を実施し、水道水の安定供給を図りました。

平成22年度決算額、歳入決算額が1億917万8,472円、歳出決算額は1億273万3,040円で、歳入歳出差引残額は644万5,432円であります。

歳入の主なものは水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金等でありまして、歳出の主なものは、職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費及び市債元利償還金等であります。

次に、認定第10号は、那須烏山市水道事業会計決算の認定であります。平成19年度から平成21年度まで、高利率の企業債につきましては、公的資金補償金免除繰上償還によりまして、低利率の民間資金債に借換を行ったことで、支払い利息の軽減が図られました。また、経

当面では、東日本大震災によりまして、水道料金の収納業務などに影響が出たところがございますが、震災前から継続的に実施をしておりました水道料金の未納対策によりまして、収納率99%台を維持しております。

建設改良につきましては、富士見台、滝田本郷、滝田地内において配水管布設工事を実施し、さらに野上台地内において配水管布設替工事を実施いたしました。また、将来にわたる水道水の安定供給のために、愛宕台に新たに配水池を築造し、この配水池を平成24年度に供用開始をするため、送水ポンプ場用地を取得いたしました。

その結果、3月末までの営業実績は、給水件数8,668件、給水人口2万4,394人、有収水量249万7,287 m^3 、1日最大配水量1万4,203 m^3 であります。

収益的収支につきまして、消費税抜きで申し上げますと、水道事業収益は5億5,164万3,374円、水道事業費用は5億1,050万8,074円であります。この結果、当年度純利益は4,113万5,300円の黒字となりました。

資本的収支につきましては、収入額1億7,460万7,834円に対しまして、支出額は4億2,443万7,692円であります。差引不足額は2億4,982万9,858円でございます。これを過年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをさせていただきました。

以上、平成22年度那須烏山市の一般会計、特別会計及び水道事業決算につきまして、一括してご説明を申し上げます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 本日の会議時間は延長いたします。

以上で提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

岡代表監査委員。

〔代表監査委員 岡 敏夫 登壇〕

○代表監査委員（岡 敏夫） 監査委員の岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

監査委員は、私と議会選出の板橋監査委員でございます。

それでは、まず認定第1号から第9号までの決算認定につき、一般会計及び特別会計の決算等について審査した結果をご報告申し上げたいと思います。

お手元に配付した資料に基づき、ご説明申し上げます。

審査の期間は、ここに書いてあるとおりでございます。

審査の対象は、一般会計、それと国民健康保険特別会計以下8特別会計でございます。決算書の内容については、ここにありますように、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関

する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書ということから成り立っております。

審査の方法につきましては、例月出納検査を毎月やっておりますので、それらも参考にしながら、各課から意見を求めながら、次に書いてあるような視点に立って審査をしてきたところでございます。

決算の概要でございますが、各会計の決算の状況は一般会計を初めとした特別会計は、次のページの表にあるように記載のとおりでございます。

3ページに移らせていただきますが、それぞれの会計ごとにご説明を申し上げたいと思っておりますが、先ほど市長のほうから、かなり細かに提案理由の説明がありましたので、私のほうはそれぞれの各会計ごとに表を作成し、さらにまた、いろいろそれに対する説明文も記載してありますので、それらを参考にさせていただきたいということで、なるべく簡単な説明にさせていただきたいというふうに思っております。

まず、一般会計であります。財政収支の状況ということで、平成22年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は6億2,012万2,000円となっているところでございます。これらを翌年度へ繰り越すべき財源として1億1,927万7,000円ありますが、実質収支額は5億84万5,000円というふうになってございます。このうち、地方自治法に基づきまして基金に繰り入れた額は2億5,000万円ということでございます。財政収支の状況は表のとおりでございます。

財政運営の状況についてであります。歳入については4ページから5ページにかけて記載してあるとおりでございます。予算現額に対しては99.4%でございますが、調定額に対しては89.3%という収納率となっております。

収入未済額が前年度と比較して1億336万3,000円減少しているという状況でございます。収入未済額の内容を見ますと、主なものは市税、特に固定資産税等が大きくございまして、それに軽自動車税、入湯税というふうになってございます。

不納欠損が出ておりまして、市税あるいは諸収入でございますが、その手続の処理の仕方については、法令に基づいて適正に処理しているというふうに認められると思っております。

続きまして6ページに移らせていただきます。歳出についてであります。歳出の状況は、以下の表のとおりでございます。支出の状況を見ますと、当然毎年同じようでございますが、民生費あるいは教育費、土木費、総務費、そういうものが大きな率を占めているということでございます。

翌年度への繰越というものは、道路整備事業あるいは学校整備事業、多機能型福祉施設整備事業等が翌年度繰越額になってございます。

地方債の状況ということでございますが、地方債については平成20年度末現在高が

126億9,094万円ということで、前年度から比較しますと5億7,385万3,000円増加しているという状況でございます。

平成22年度の元利償還額は13億5,329万6,000円というふうになっております。平成22年度の地方債の発行状況は17億5,482万8,000円になってございます。

次に8ページでございます。特別会計のほうに移らせていただきます。まず、国民健康保険特別会計についてであります。事業勘定でその内容を見ますと、財政収支は差し引き残額1億9,093万4,000円となっております。この収支額のうち地方自治法に基づいて国民健康保険財政調整基金の基金繰入額は1億3,000万円となっております。

収入未済額がございまして、国民健康保険税でございまして、前年度比では98.2%でございまして554万2,000円減少しているところでありますが、収入未済の解消には一層の努力が必要かというふうに思っております。

また、不納欠損額が1,990万2,000円生じておりますが、法令に基づいて適正に処理されているというふうに認められます。

9ページ、歳出については以下、表のとおりでございまして、表をごらんいただければわかりかというふうに思います。

次に10ページでございますが、診療施設勘定についてでございます。歳入総額から歳出総額を見まして財政収支は3,061万8,000円となっております。歳入については以下、表のとおりでございますので、ごらんいただければと思います。歳出についても以下の表のとおりでございます。

なお、平成22年度末現在の地方債の残高は650万9,000円となっております。12ページの上段のほうに書いてございます。その歳出の状況については、以下、表のとおりでございます。

次に、熊田診療所の特別会計でございますが、財政収支差引残額は737万7,000円となっております。このうち300万円を熊田診療所運営基金に繰り入れるということで対応してございます。歳入については、以下、表のとおりでございまして、調定額に対して100%の収納率となっております。

13ページ、歳出について、以下、表のとおりでございます。内容についてはごらんいただければと思います。

14ページ、老人保健特別会計でございますが、財政収支は差引残額37万3,000円となっております。この会計については平成20年3月末で老人保健制度が廃止となったために、清算事務のみとなっております。平成22年度をもって会計も終了となり、その差引の残額は一般会計に繰り入れるとなっております。

歳入については、以下、表のとおりでございます。

15ページ、歳出について、次の表に書いてあるとおりでございます。

16ページ、後期高齢者医療特別会計でございます。財政収支は差引残額236万6,000円となっております。歳入については、以下、表のとおりでございます。調定額に対する収納率は99.6%となっております。中身は保険料が大部分でございます。

収入未済額が出ております。これの解消についても一層の努力をお願いしたい。

また、不納欠損額10万円については、適正な処理がなされたというふうに認められます。

17ページでございます。歳出については、以下、表のとおりでございますので、ごらんいただければと思います。

(5)の介護保険特別会計でございますが、財政収支は差引残額6,106万円でございます。このうち3,700万円を介護保険財政調整基金繰入金ということで対応してございます。

歳入については、以下、表のとおりでございます。

収入未済額、保険料が620万4,000円ほど収入未済というふうになってございます。これの解消にも努力をしていただきたい。

不納欠損額173万6,000円、これは適正に処理されているというふうに認められました。

19ページ、歳出ですが、以下、表のとおりでございます。

6の農業集落排水事業特別会計でございますが、財政収支は差引残額587万4,000円でございます。歳入については、以下、表のとおりでございます。

収入未済額は農業集落排水事業使用料で22万9,000円ほど出ておりますので、その解消にもお願いしたい。

また、不納欠損額1万8,000円、適正に処理されているということでございます。

歳出については、以下、表のとおりでございます。ごらんいただければと思いますが、平成22年度末現在の地方債残高は3億5,730万6,000円となっております。以下、表をごらんいただきたいと思います。

21ページで(7)の下水道事業特別会計でございます。財政収支、差引残額1,919万円でございます。歳入については収納率98.8%となっております。収入未済額、負担金392万円出ております。それから、使用料が36万9,000円ということでございますので、その収入未済額の解消にも努力をしていただきたい。不納欠損額12万円は手続について適正に処理されているということでございます。

22ページでございますが、そこに表がございますのでごらんいただきたいと思います。歳出については次ページの表のとおりであります。平成22年度末現在の地方債残高は27億1,905

万4,000円となっております。

23ページ、簡易水道事業特別会計でございます。財政収支は差引残額644万5,000円となっております。歳入については表のとおりでございますが、収入未済額、水道事業収入187万7,000円出ておりますので、これの解消に努力をされたいと思います。

不納欠損7万7,000円、手続については適正に処理されております。

24ページ、歳出については表のとおりでございます。平成22年度末現在の地方債残高は4億7,981万9,000円でございます。以下、表をごらんいただきたいと思います。

25ページの財産の管理状況でございますが、公有財産、主な増減は、行政財産であったやまびこの湯の土地と建物を普通財産に移管した。それから、水道施設の土地取得による増加でございます。

次に、26ページになりますが、一般会計及び特別会計の基金の管理状況でございます。基金は、以下、ここに書いてあるように、現在高が記載してございますが、基金はそれぞれ目的別に4金融機関に分散し、定期預金を主体として運用しております。

地域振興基金や奨学金利子分については利子運用を目的に国債で運用しており、効率的な運用を図っているというふうに認められました。また、リスクにも配慮して、管理してございました。

それから、次のページで27ページでございます。以上で審査結果ということで、審査した過程の中でいろいろ気がついた点について意見を申し述べたいと思います。

審査した範囲の結果の中では、適正かつ正確に予算の執行、事務処理についてはなされているというふうに認められました。基金についても、効率的に運用されているというふうに認められたところでございます。

審査の中での意見でございますが、一般会計で歳入について、前年度と比較すると2億1,124万9,000円の増額となっておりますが、この増額の中には地方交付税が大部分でございます。実際の中身を見ますと、ついに本市における自主財源は30%を切って27.7%となっております。後の72.3%は依存財源ということになりますので、さらに今後財政運営は厳しくなるというふうに思います。

収入未済が非常に多いわけございまして、特に、市税については滞納者に対する差し押さえ処分など法的措置も講じているものの、非常に収入未済額、不納欠損額は多額になっております。特に、大口滞納者に対する対応については、大変厳しい困難な場面があることは私も十分承知しておりますが、このことについては今後とも国なりあるいは県の指導を受けながら、さらに検討いただいて対応策を図っていただくということが必要かなというふうに思っております。

そのほかの歳入についても滞納額の増加は大変多うございまして、今後の財政運営にも大きく影響すること。納税者の不公平感もあるいは市政への信頼感もなくしてしまうという事態も考えられるということでございます。

先ほど大口の納税者の話もしましたけれども、滞納者の数が相当に多いということでございまして、納税については私からは言うまでもございませんが、憲法において国民の義務として納税の義務というものがあるわけでございますけれども、まさに空文化されているかなというふうに思わざるを得ない。

これだけ滞納者が多いということになれば、それぞれ自分たちが納税しなくても、悪いといったような意識はなくなってしまうのではないかというふうに思わざるを得ません。これだけあの人も納税していない、これだけの数がいれば私だって納めなくてもいいという感覚になりかねないと私は危惧をしております、そういった納税意識をどうやって啓発、高揚を図るか、こういったことも必要なのではないかというふうに思うわけでございます。

そのためには、当然納税ということばかりを押しつけるのではなくて、私はやはり納税と公金の支出は一体のものだというふうに考えておりますので、やはり、公金の使い方についてもそれぞれ各課の事業執行の中で十分考慮して対応していただきたい。そのことによって、やはり納税意識の高揚にもつながっていくということにもなるのかなというふうに考えております。

したがいまして、税務課だけの問題としないで、そういった意味では全庁的な対応でこういったものに対応していくということが必要だろうというふうに私は考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。歳入のほうについては以上でございます。

歳出のほうでございますが、前年度と比較して増額となっております。その増額となっているのは、民生費の子ども手当の給付金事業、衛生費でごみ処理施設の延命化事業に伴う負担金、教育費で烏山小学校体育館改築工事、中学校の校舎補強改修事業となっております。

特別会計においても、実質収支額は3億2,421万9,000円となっております。これらについての収入未済額が出ていることから、引き続き収入未済額の解消に向け、一層の努力をお願いしたいと思います。

今後の財政運営についてでございますが、先ほど申し上げましたように大変厳しい状況のある中で、震災等に対する復旧事業等にも大変厳しい状況が考えられるのかなというふうに思っておりますので、費用負担は今後とも増加するというふうに見ております。

そうした中で、最近何か合併特例債が5年間また延長されるとかという話があるようでございますが、このことについては、私は喜ばしいことなのかどうなのかというのがちょっと気になってございます。今、本市における地方債残高は、一般会計と特別会計を合わせた額は206億円となっております。この206億円というのは、平成22年度の決算額が全体で

一般会計、特別会計合わせて193億円ですから、それを充てても間に合わないというだけのものが今あるということでございます。

したがって、合併特例債を今後ともやはりどうしても使わざるを得ない部分はあるだろうというふうには思いますが、いくら有利な合併特例債とはいえども、それらについてはやはり借金にはかわりないので、特に本市においては少子高齢化というものが顕著であります。そういった意味で、次世代になるべく借金を残さないように対応していただくように、真に必要なものだけに限って合併特例債を使うように対応していただければありがたいと思っております。

一般会計における意見については以上でございます。

続きまして、水道事業の決算審査意見書、認定第10号でございますが、報告したいと思っております。

審査は7月6日に行ったところでございます。審査の方法については、ここに書いてあるとおりでございます。

業務の概況については、ここに書いてあるとおりでございますが、配水管の整備のため、滝田地内、滝田本郷地内、富士見台地内の配水管の布設工事を実施したところでございます。それから、愛宕台において、容量510立米となる配水池を新たに築造したということで、平成24年度には供用予定というふうになってございます。

それから、3月11日の震災によりまして、水道施設に多数の被害がございまして、施設の修繕や給水など早急な対応を行ったということでございまして、他市町村と比べても復旧の工事は早かったのかなというふうに私は評価をしております。修繕箇所は25カ所となっております。

事業概要については次の2ページに書いてあるとおりでございますが、給水人口は2万4,394人でございまして、前年度より70人の増加となっております。給水件数は8,668件で、前年度より9件の増。総人口普及率は81.7%でございますが、一般会計における簡易水道と合わせますと96.9%の普及率になってございますので、ほとんどの市民が水道の供給を受けているというふうに見てよろしいかと思っております。

ただ、有収率が64.8%ということでございまして、前年度よりまたさらに4.2ポイント減少しているということでございます。これを県内平均で見ますと、県内平均が83.5%ですから大変なことでございます。

この有収率64.8%をよく見ますと、配水量から有収水量を差し引いて、1日当たりどのくらい漏水しているんだと、どこへ行ってしまったんだということを計算しますと、大体1日当たり3.7トンがどこかへ行ってしまったということになりかねませんので、これは早急に

漏水調査を受けられて、対応を図っていただきたいと思います。

予算の執行状況でございます。収益的収入及び収益的支出でございます。以下、表のとおりでございます。前年度の決算と比較すると205万4,000円の増額であります。主な要因は、工場や事業所等における水道使用料が若干増加したことによるものでございます。

収益的支出については、前年度の決算額と比較しますと、1,917万9,000円の減額でございます。主な要因は企業債を計画的に繰上償還して、借りかえた結果、利率が高利率のものから低利率のものになったためでございます。企業債の支払いが減額になったことによるものと、人件費である総係費の減額、減価償却費の減額によるものでございます。

4ページでございます。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入については以下、表のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。資本的支出についても以下、表のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

資本的収支状況、5ページでございますが、資本的収入額、資本的支出額、それぞれ各2億4,983万円は、この表にあるように補てん財源としてここに書いてあるとおりでございます。補てん後の内部留保資金残額は10億746万8,000円となっております。

次に6ページでございます。経営状況についてでございます。経営状況については、水道事業全体で差し引き4,113万5,000円の純利益が生じてございます。当年度において純利益を計上している主たる要因は、繰上償還に伴う借りかえ債の借り入れによる企業債の支払い利息が大幅に減額したことで、営業外費用が減額したことによるものであります。

収益内容については、以下、表のとおりでございます。収益が306万9,000円の増額となっておりますが、その理由は先ほど申し上げましたように、工場や事業所等において水道使用料が若干増加したということによるものでございます。

続きまして7ページでございますが、費用内容は、以下、表のとおりでございます。ごらんいただければと思います。

8ページの経営比率というのがございます。これは昨年度まではこの表は載せてございませんでした。総務省で出しております指標に基づきまして、当該市における水道事業の収益の地域性を見たらどうかということで、新たにこの表を設けて検討したものでございます。ここに書いてあるので、よくごらんいただければおわかりかと思いますが、例えば総収支比率というのは、これは説明はちょっと省略しますが、この比率が高いほど経営状態がいいことをあらわすということになってございまして、当年度の比率は108.1%ということになってございまして、全国の類似団体の平均は109.9%となっております。

それから、経常収支比率についても、比率が高いほど経常利益率がいいということをおあらわしているということになってございます。当年度の比率は108.1%ということ、類似団体は

110.5%となっております。営業収支比率はこの比率が高いほど営業利益率がいいことをあらわしているということでございます。当年度の比率が130.4%で、類似団体の平均が123.7%となっております。

次に、90%の財政状況でございますが、資産でございます。これについて財政状態をあらわす表は10ページから11ページのとおりでございますので、ごらんいただきたいと思えます。資産総額は78億1,113万9,000円でありまして、前年度と比較して8,040万7,000円減額しているところでございます。固定資産あるいは流動資産の状況は、次表のとおりでございますので、ごらんいただければと思えます。負債及び処分についても、次表のとおりでございますので、10ページ、11ページをごらんいただければと思えます。

それから、12ページには水道料金の未納の状況ということで、ずっと過去からの未納の状況が載っております。過年度分は若干減っておりますが、平成22年度は581万7,078円となっております。平成21年度は161万8,000円だったんですが、やはり震災の影響もあったのかなというふうに思っております。

続きまして、13ページの財務比率でございます。これも先ほど総務省の指標を使って経営費率と同じように、これも総務省の指標に基づいて本市の水道事業に当てはめて表をつくったものでございます。

経営の安全性及び流動性のための財務比率でございます。ここに以下るる、先ほど経営費率のところでお話し申し上げましたように、るる自己資本構成比率あるいは固定資産対長期資本比率、以下そういったものをもろもろここで書いてございます。前年度との比較というふうに掲載しておりますが、例えば自己資本構成比率は類似団体は62.4%、固定資産の資本比率は89.2%、固定比率は141.3%、流動比率は970.7%となっております。それらについての説明がるるここに書いてございますので、後でごらんいただきたいと思えます。

以上でございます。最後に14ページの審査結果について、意見を申し上げたいと思えます。

決算審査の結果、損益計算書、貸借対照表等決算諸表においては、法令、会計規程に基づいており、審査の範囲内においては正確かつ適正であると認められました。事業実績についての給水状況は給水人口2万4,394人と、前年度より増加している状況にございます。しかし、有収率を見ると、先ほど申し上げましたように、かなり低い状況となっております。早急な対策が必要でございます。

経営状況を見ますと、総収益から費用を差し引いて4,113万5,000円の純利益を計上しているところでございます。先ほど説明したように、総収支比率、経常収支比率は類似団体の平均を下回る数字となっておりますが、営業収支比率は平均より高く100%となっており、

おおむね健全な経営状況にあると言えるかと思っております。さらに、経営の合理化に努めていただきたいと思います。

財政状況について見ますと、財務比率の各指標も前年度より改善傾向にあるものの、類似団体の平均を大きく下回るものがあるため、今後の推移を見守っていきたいと思っております。

ただ、必ずしも水道事業の料金の額が、県内のほかの市町村と比べて安いとは言えないだろうと思っておりますので、そういったかねあひも水道料金の設定の問題も当然に出てくるのかなというふうには考えてございます。その辺も含めて今後よく検討していただきたいと思います。

今後については、3月11日の震災によりまして被害を受けている公的な施設が幾つかございますので、そういったものが休館というふうな話になりますと、営業収益の減少が見込まれるということになるかと思っております。

費用の面では、水道施設等の修繕や有収率の問題もございまして、そういったことを考えますと、修繕や建設改良事業を進めることとなりますので、かなりの増加が予測されるということとなります。今後とも事業の健全化の推進を図るとともに、良質で安全性の高い水の供給に努めて、本来の目的である市民福祉の増進に寄与されるよう望むものでございます。

以上で私のほうからの意見報告を終わります。審査の過程の中で、各課長、関係職員の方に真摯に対応していただいたことに感謝を申し上げて、私のほうからの報告を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝田志孝） 以上で、市長の提案理由の説明並びに代表監査委員の決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑においては、去る8月30日の議会運営委員会で決定のとおり、9月12日及び13日に行うこととしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、平成22年度決算認定の質疑については、9月12日、一般質問終了後及び13日に行うことといたします。

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の会議は、あす午前10時から開きます。本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 5時25分散会〕